

山梨市バリアフリー基本構想 (山梨市駅周辺地区)



平成 26 年 11 月

山梨市

はじめに

現在、高齢の方や障がいのある方を含めた全ての人々が、地域において安心して暮らすことができるような支援が求められています。平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）では、駅や街路などのバリアフリー化だけでなく、新たに建物や都市公園などを加えて、総合的・一体的なバリアフリー化が推進されるようになりました。

本市においても、高齢者や障がい者などの社会的不利を受けやすい人々が、他の人々と同じように生活を送ることが出来る社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、市民が安全・安心に生活できる人にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

これを受けまして、バリアフリー整備を推進するため、「山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）」を策定しました。

今後は、この構想に基づき、私の目指している市街地整備と道路インフラ整備の内、本市の最大の課題であります山梨市駅の自由通路を含む橋上化、南口駅前広場、都市計画道路山梨市駅南線と加納岩小学校西通り線および都市公園の整備事業を中心に進めてまいります。

また、市民の皆様一人ひとりがバリアフリーについて理解し、お互いに支え合えるような「心のバリアフリー」の推進も行い、ハード・ソフトの両面から総合的で一体的なバリアフリー化を目指し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

結びに、本基本構想の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をお寄せいただいた山梨市バリアフリー基本構想策定協議会の皆様をはじめ、本構想の策定にご協力をいただいた皆様に心から感謝を申し上げますとともに、本市のバリアフリー化の推進に、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年11月

山梨市長 望月清賢



—山梨市バリアフリー基本構想 目次—

1. バリアフリー基本構想について.....	1
1.1 バリアフリー基本構想とは.....	1
1.2 バリアフリー基本構想作成の効果.....	1
1.3 バリアフリー法（バリアフリー新法）とは.....	2
1.4 バリアフリー基本構想の背景と目的.....	5
1.5 バリアフリー基本構想の位置付け.....	6
1.6 バリアフリー基本構想の構成.....	7
1.6.1 「山梨市全域のバリアフリー基本構想」に明示すべき項目.....	7
1.6.2 「重点整備地区のバリアフリー基本構想」に明示すべき項目.....	7
1.6.3 基本構想の検討の流れ.....	8
1.6.4 基本構想の検討体制.....	9
2. 山梨市の概況.....	10
2.1 位置・地勢.....	10
2.2 人口動向等.....	11
2.2.1 人口の動き.....	11
2.2.2 少子高齢化の状況.....	12
2.2.3 障害者手帳交付状況.....	13
2.2.4 要支援・要介護認定者数の推移.....	14
2.3 公共交通の状況.....	15
2.3.1 幹線道路.....	15
2.3.2 鉄道.....	17
2.3.3 市営バス.....	18
2.4 土地利用等の現状.....	19
2.4.1 土地利用現況.....	19
2.4.2 土地利用規制.....	19
2.5 主要施設等の分布状況（山梨市駅周辺地区）.....	22
2.6 上位計画.....	24

3. 山梨市のバリアフリーに関する現状と課題.....	27
3.1 住民意向.....	27
3.1.1 障害者福祉に関するアンケート調査（H18）.....	28
3.1.2 山梨市駅南北自由通路及び南口周辺整備事業計画策定のためのアンケート調査（H25）	31
3.1.3 山梨市住民意向調査（H25）.....	34
3.1.4 山梨市駅南口及び南北自由通路景観デザイン策定のためのアンケート調査（H26）.....	35
3.2 バリアフリーに対する市の主な取り組み実績.....	37
3.3 山梨市のバリアフリーに関する課題.....	40
3.3.1 具体的な課題例.....	40
3.3.2 山梨市のバリアフリーに関する課題のまとめ.....	42
4. 山梨市バリアフリー基本構想（山梨市全域）.....	43
4.1 基本的な考え方.....	43
4.2 基本理念.....	43
4.3 基本方針.....	44
5. 重点整備地区の選定.....	45
5.1 重点整備地区とは.....	45
5.2 重点整備地区の選定.....	45
6. 山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）.....	46
6.1 基本的な考え方.....	46
6.2 基本理念.....	46
6.3 基本方針.....	47
6.4 目標年次.....	48
6.5 重点整備地区の区域設定.....	49
6.5.1 区域設定の考え方.....	49
6.5.2 山梨市駅重点整備地区の区域.....	50
6.6 生活関連施設の設定.....	51
6.6.1 生活関連施設とは.....	51
6.6.2 山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）の生活関連施設の設定.....	52

6.7 生活関連経路の設定.....	54
6.7.1 生活関連経路とは.....	54
6.7.2 山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）の生活関連経路の設定	55
6.8 山梨市駅周辺地区バリアフリー化のための事業.....	57
6.8.1 特定事業	59
6.8.2 その他の事業.....	65
7. 基本構想策定後の取組み	66
7.1 特定事業計画の作成.....	66
7.2 バリアフリー化事業の実施.....	66
7.3 心のバリアフリーの推進	66
7.4 進行管理.....	67
7.5 段階的・継続的な取組み	68
8. 参考資料	69
8.1 バリアフリー基本構想策定協議会.....	69
8.1.1 協議会委員名簿	69
8.1.2 設置要綱	70
8.1.3 策定の経過	72
8.2 用語解説（五十音順）	73

1. バリアフリー基本構想について

1.1 バリアフリー基本構想とは

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）第 25 条において、市町村は、旅客施設の周辺地区など、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、バリアフリー基本構想（以下「基本構想」とする。）を作成することができる」とされています。

基本構想制度は、施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリーを推進することをねらいとしており、これにより誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。

さらには、今後迎える少子高齢化・人口減少社会におけるまちのあり方を具体的に示すことにもつながります。（出典：国土交通省ホームページ）

1.2 バリアフリー基本構想作成の効果

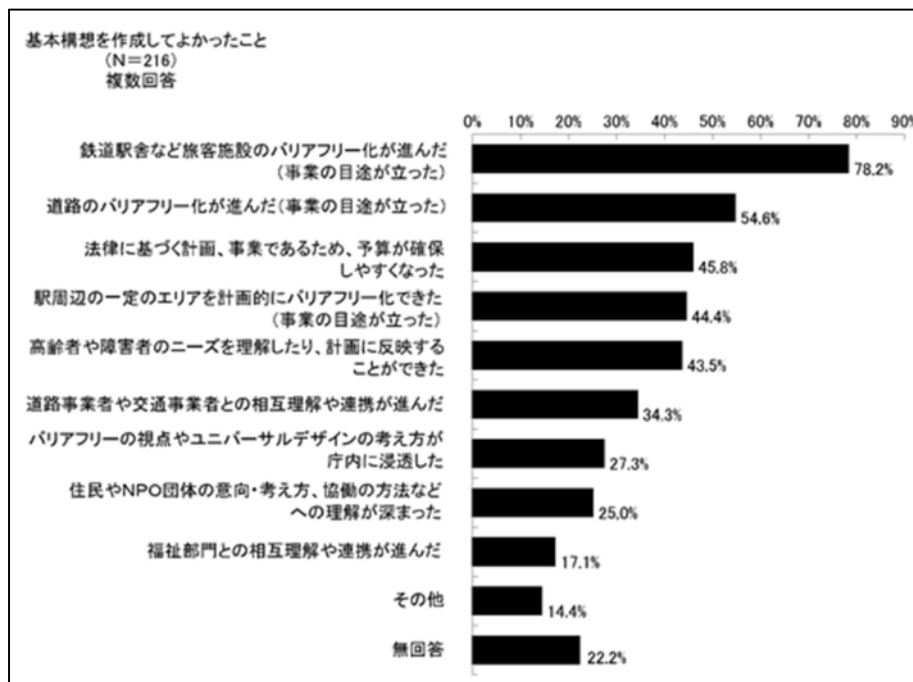
基本構想を作成すると、これまでの実績から以下に示す効果が得られると考えられます。

<直接的効果>

- ・「特定事業の実施義務等により、旅客施設・道路施設等のバリアフリー化の促進・実現」につながります。

<間接効果>

- ・「高齢者・障害者等の移動に対するニーズの把握」、「住民へのバリアフリーに対する意識啓発」につながります。



出典：国土交通省ホームページ（バリアフリー法の基本的枠組み）

図 1.1 基本構想を作成して良かったこと（アンケート調査結果）

1.3 バリアフリー法（バリアフリー新法）とは

バリアフリー法とは、過去に国がバリアフリーに関連して施行した 2 つの法律、「ハートビル法（H6 施行）」と「交通バリアフリー法（H12 施行）」が平成 18 年に統合・拡充され、総合的・一体的なバリアフリーに関する法律として「高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めたもの」となっています。

正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」であり、通称「バリアフリー新法（H18 施行）」と呼ばれています。

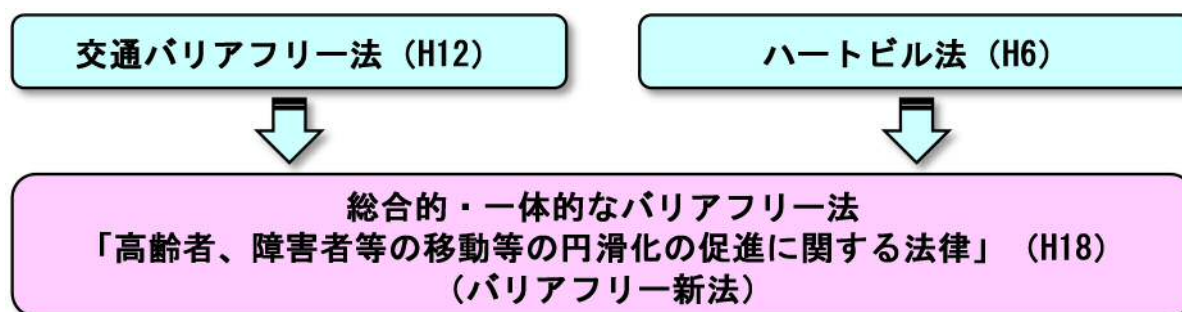


図 1.2 バリアフリー新法の策定経緯

<交通バリアフリー法（平成 12 年施行）>

- ・公共交通機関や駅などの旅客施設を中心にバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」です。

<ハートビル法（平成 6 年施行）>

- ・建築物のバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」です。

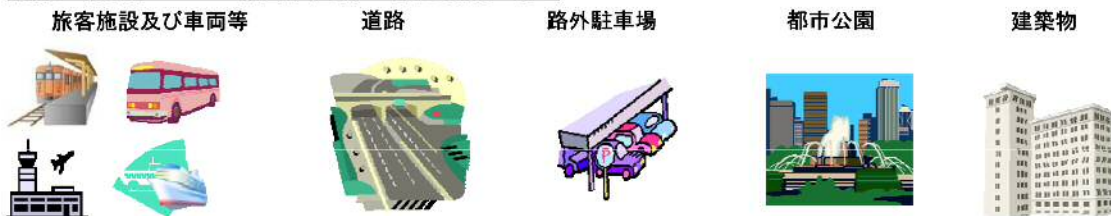
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、

- 旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
- 駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など

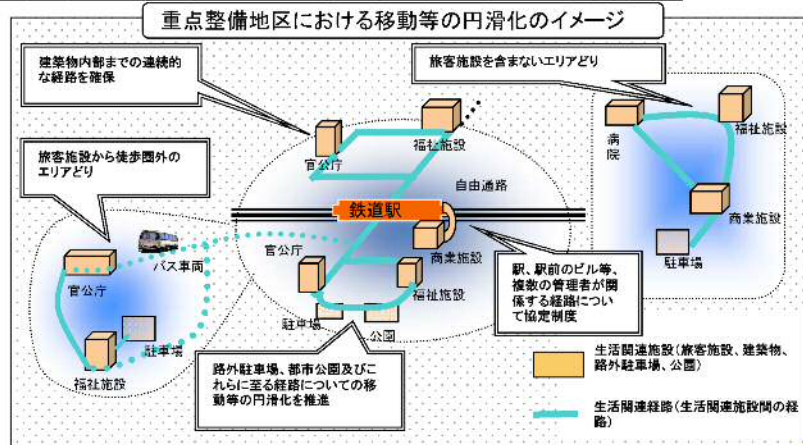


地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度
- 住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



出典：国土交通省ホームページ（バリアフリー新法の概要）

図 1.3 バリアフリー新法の概要



出典：国土交通省ホームページ（バリアフリー法の基本的枠組み）

図 1.4 バリアフリー新法の基本的枠組み

1.4 バリアフリー基本構想の背景と目的

我が国では、平成 26 年 4 月 1 日現在の総人口が、1 億 2,713 万 6 千人となっています。

このうち、65 歳以上の人口が、3,248 万 4 千人で全体の約 25.6%（約 4 人に 1 人）、14 歳以下の人口が 1,632 万 3 千人で全体の約 12.8%（約 8 人に 1 人）となっています。

我が国の 65 歳以上の人口の割合（25.6%）は、WHO（世界保健機構）や国連の定義によると「超高齢社会（65 歳以上人口の割合が 21%超）」に該当します。

本市においても、平成 22 年時点での総人口は、37,999 人となっており、65 歳以上の人口が 10,244 人で市全体の約 27.8%（約 3.6 人に 1 人）となっています。

更に、今後は「団塊の世代」（戦後のベビーブーム世代）が高齢期に入ることから、高齢化率は 30%（約 3 人に 1 人）を超えることが予想され、国や県に比べ、更に高齢化が進んでいる状況にあります。

また、核家族化や高齢者世帯、高齢者の一人暮らしの増加など、家族形態が変化し、家庭における育児力や介護力が衰えてきているとともに、障害がある人が地域で安心して暮らすことができるような自立を支える支援が求められています。

「超高齢社会」を迎え、わが国では、平成 18 年 12 月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、これまでの駅と経路のバリアフリー化だけでなく、建物や都市公園、路外駐車場などを加えた、総合的・一体的なバリアフリー化が推進されるようになりました。

また、本市では「高齢者・障害者など、すべての人が一緒に暮らす社会こそが、ノーマルな社会」というノーマライゼーションの理念に基づき、物理的にも精神的にも日常生活での様々なバリア（障壁）が取り除かれ、誰もが安心して暮らしていける人にやさしい福祉のまちづくりを進める必要があります。

このような背景を受け本市では、市内全域において地域特性や社会情勢の変化などを考慮し、市民の意見を反映しながらバリアフリー化の推進に取り組むこととし、バリアフリー新法との整合を図るなかで展開されるまちづくり事業と連携し、「高齢者や障害者を含む全ての人が安全・安心に生活できる人にやさしいまちづくり」を目的に、「山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）」を策定いたします。

数値出典：総務省統計局（日本の人口、高齢率）
：国勢調査（山梨市の人口、高齢率）

1.5 バリアフリー基本構想の位置付け

バリアフリー基本構想は、バリアフリー新法に基づいて策定します。

また山梨県の上位計画である「山梨県長期総合計画」「山梨県福祉基本計画」や本市の上位計画である「第1次総合計画」などと整合を図ります。

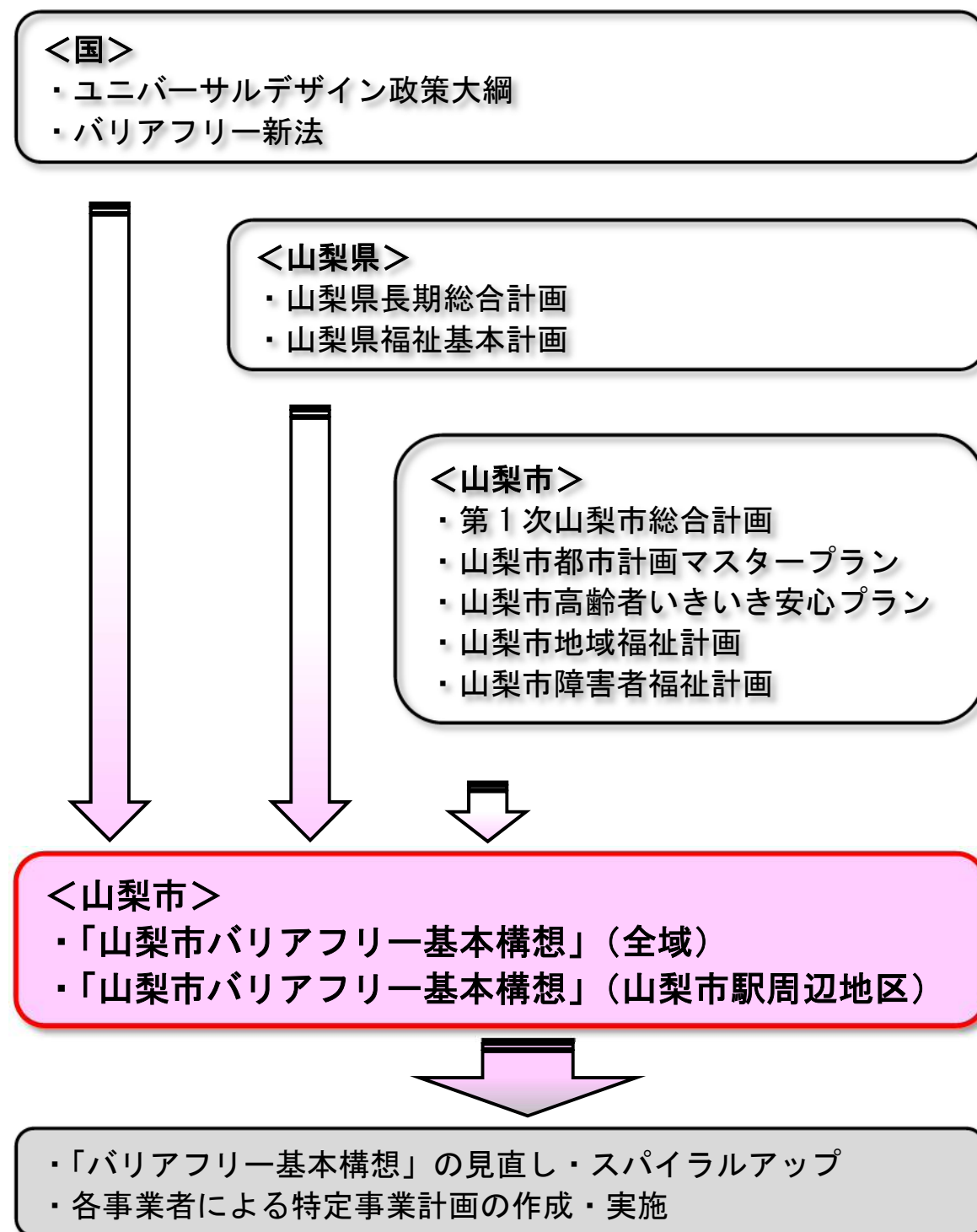


図 1.5 バリアフリー基本構想の位置付け

1.6 バリアフリー基本構想の構成

本基本構想は、「山梨市全域」を対象とした基本構想と、「重点整備地区」を対象とした「基本構想」で構成します。

1.6.1 「山梨市全域のバリアフリー基本構想」に明示すべき項目

「山梨市全域」を対象としたバリアフリー基本構想は、「重点整備地区」を対象としたバリアフリー基本構想を作成する際の上位構想として位置付け、山梨市全域のバリアフリーに関する「基本理念」と「基本方針」を定めます。

1.6.2 「重点整備地区のバリアフリー基本構想」に明示すべき項目

本市におけるバリアフリーを重点的に整備する地区として選定する「重点整備地区」を対象とした「重点整備地区の基本構想」では、バリアフリー新法（第 25 条）において規定されている「基本構想に明示すべき事項」について定めます。

バリアフリー新法（第 25 条）は以下の通りです。

（移動等円滑化基本構想）

第 25 条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 重点整備地区の位置及び区域
- 二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- 三 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項（旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。）
- 四 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

出典：国土交通省ホームページ（バリアフリー法 本文）

1.6.3 基本構想の検討の流れ

本基本構想の検討の流れは、以下の通りです。

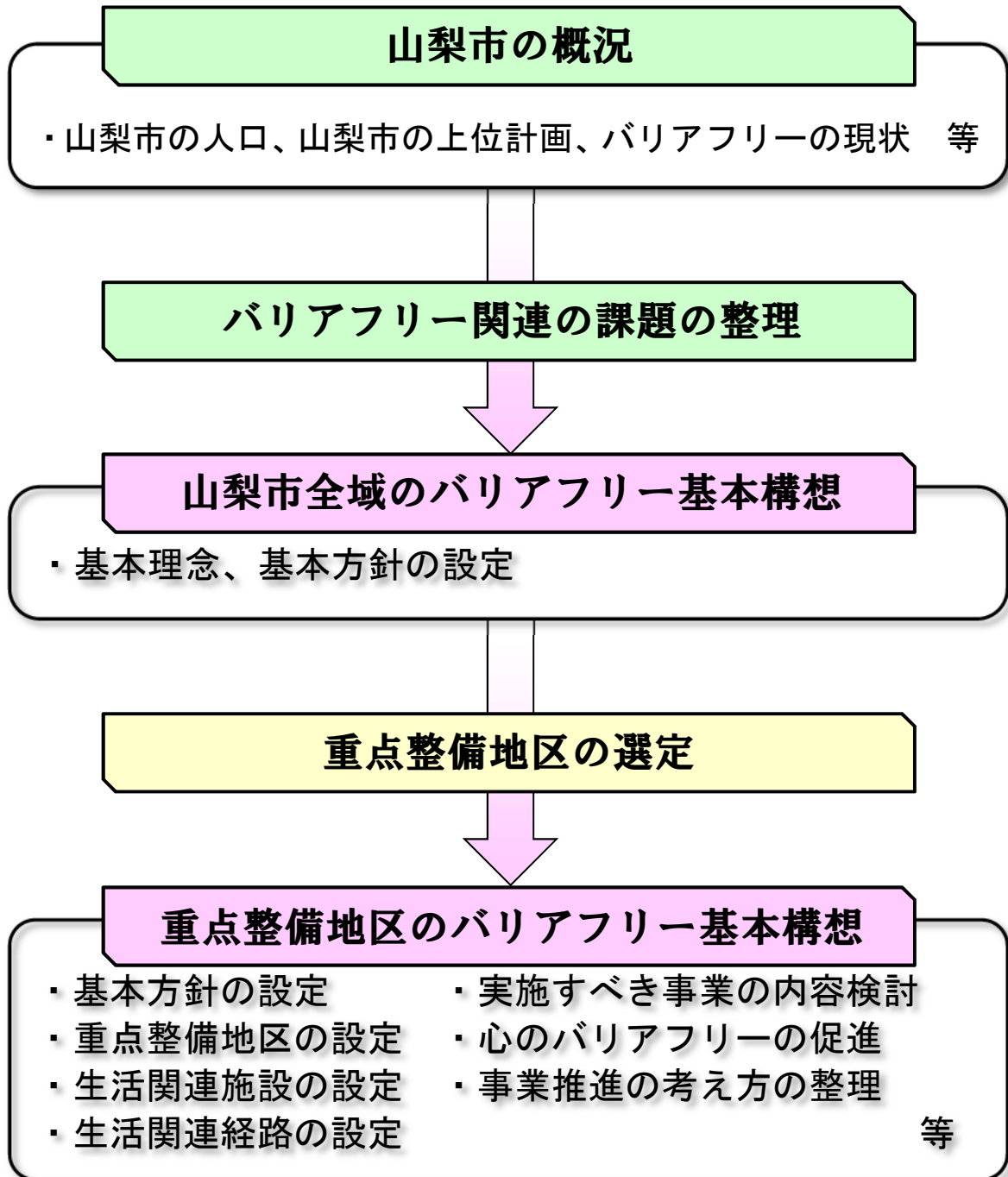


図 1.6 基本構想策定の検討の流れ

1.6.4 基本構想の検討体制

山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）の策定にあたっては、山梨市都市計画課を中心に庁内における関係各課及び関係する各施設管理者との協議・調整を行い、基本構想（案）を作成し、その内容を市民の代表者及び学識経験者等で構成された「山梨市バリアフリー基本構想策定協議会」に諮ることで、住民意向を反映します。

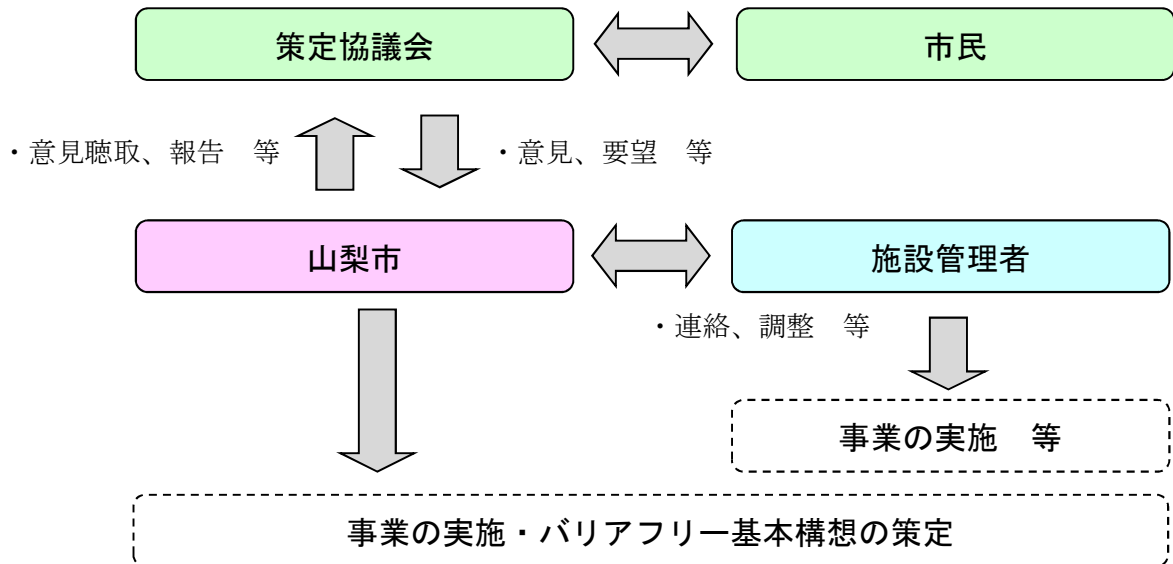


図 1.7 基本構想検討体制のイメージ

2. 山梨市の概況

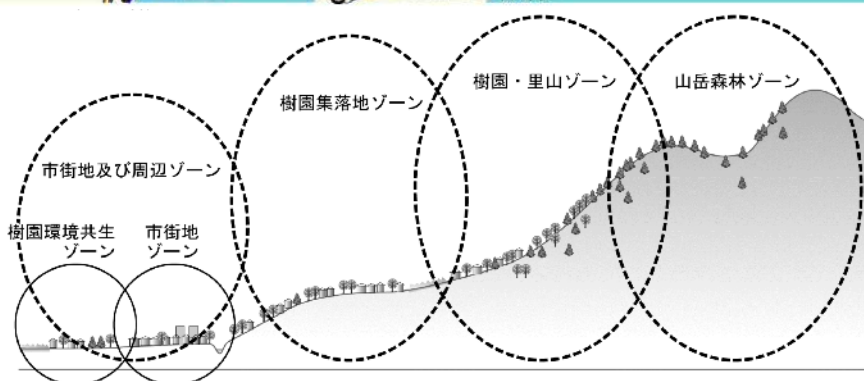
2.1 位置・地勢

本市は、甲府盆地の東部に位置し、面積は 289.87km² で県内第 4 位の広さを有しています。西部から南部にかけては甲府市及び笛吹市、東部は甲州市、北部は埼玉県秩父市及び長野県川上村にそれぞれ接しています。

また、都心から約 100km 圏にあり、JR 中央線や中央自動車道で約 90 分という交通の利便性に恵まれています。

地形的には、笛吹川沿い南北につながり、北部は山岳・丘陵地帯、南部は笛吹川左岸に平坦地、右岸は平坦地から丘陵地帯が広がっています。

面積の 8 割を森林が占め、笛吹川とその支流の琴川、鼓川、日川、重川などがもたらす肥沃な土地の恩恵を受け、なだらかな斜面や平坦地に広がる桃・ぶどうの果樹園は、美しい景観をおりなすとともに、県内有数の生産量を誇っています。



出典：山梨市都市計画マスタープラン

図 2.1 山梨市の立地及び主な土地利用ゾーン

2.2 人口動向等

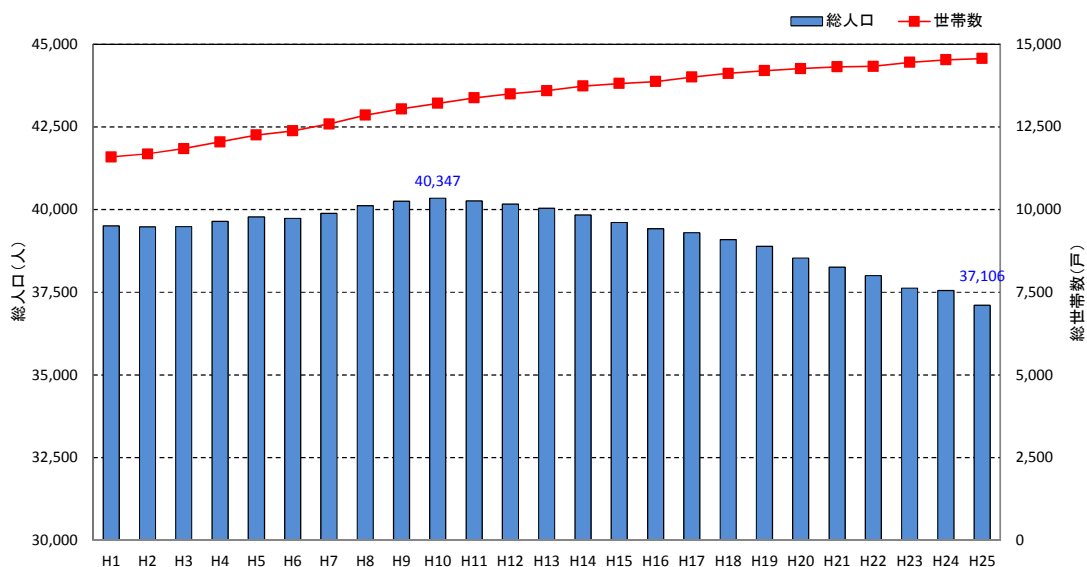
本市の人口の動きや少子高齢化の状況、障害者手帳交付状況等を整理しました。

2.2.1 人口の動き

本市の人口は、平成10年をピークに減少傾向にあります。

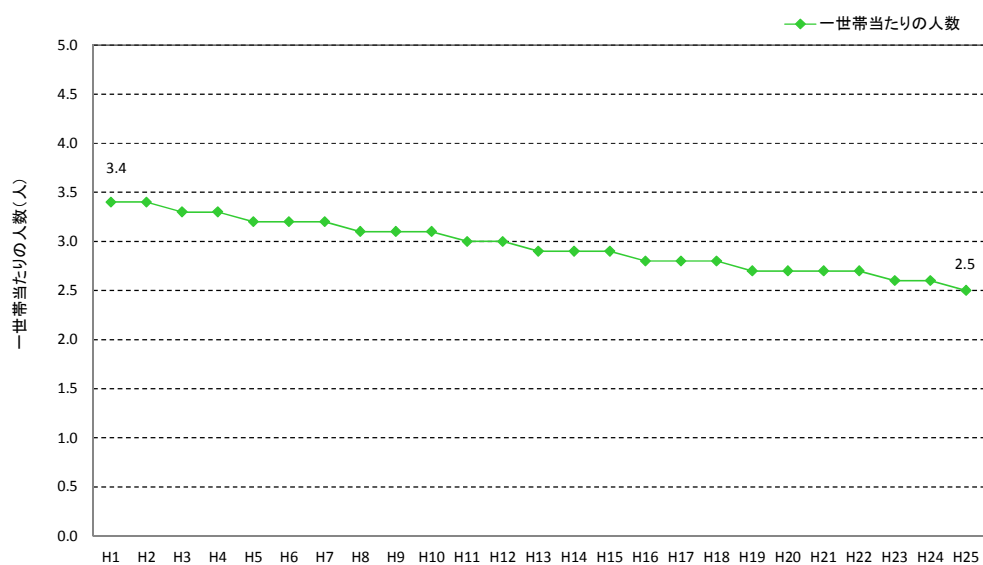
平成25年1月時点での山梨市は、人口が37,106人であり、ピーク時との比較では、約8%の減少となっています。

また、世帯数は14,569世帯で年々増加傾向にあるものの、1世帯あたりの人数は減少しており、核家族化と新たな世帯移入の傾向が伺えます。



データ出典：統計やまなし（住民基本台帳）

図 2.2 山梨市の人口・世帯数の変遷



データ出典：統計やまなし（住民基本台帳）

図 2.3 山梨市の一世帯当たりの人数

2.2.2 少子高齢化の状況

平成 22 年時点の本市における 65 歳以上の高齢者の占める割合は、27.8%で、県の 26.8%、全国の 23.0%を上回り、およそ 3.6 人に 1 人が高齢者となっています。

WHO（世界保健機構）や国連の定義によると、65 歳以上の人口の割合が 21.0%以上の場合、「超高齢社会」に該当します。

また、年齢別では、年少人口（15 歳未満）及び生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）の割合が低く、少子高齢化の進行が伺え、高齢化率は今後も上昇を続けることが想定されます。

表 2.1 65 歳以上の割合（%）

65歳以上の割合	H2	H7	H12	H17	H22
山梨市	17.8%	20.3%	22.6%	25.1%	27.8%
山梨県	15.8%	18.2%	20.3%	24.2%	26.8%
全国	12.1%	14.6%	17.4%	20.2%	23.0%

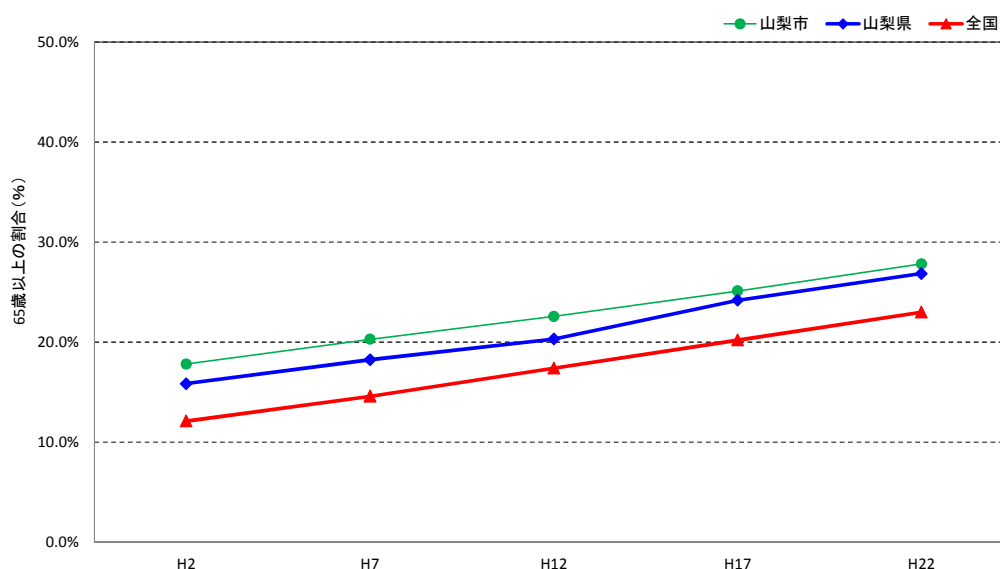


図 2.4 65 歳以上の割合

データ出典

※山梨市：統計やまなし（H2～H17：平成 17 年版、H22：平成 24 年版 住民基本台帳）

※山梨県：山梨県統計データバンク 人口・世帯 年齢別人口（高齢者人口） 市町村別高齢者人口

※全 国：国勢調査

2.2.3 障害者手帳交付状況

本市における身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の合計交付人数は、平成25年3月末時点で、2,400人（身体障害者手帳保持者：1,772人、療育手帳保持者：250人、精神障害者保健福祉手帳保持者：378人）となっています。

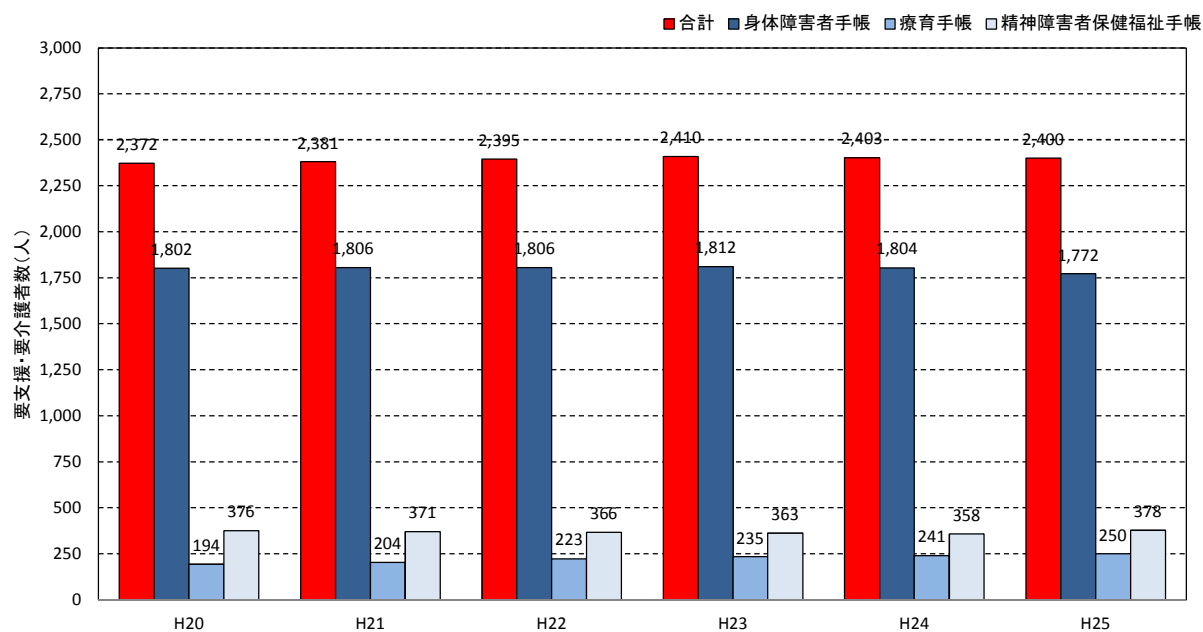
平成20年3月末の合計交付人数は2,372人で、平成23年3月末では2,410人と増加傾向にありましたが、平成23年以降は若干の減少傾向に転じています。

障害別では、身体障害者手帳保持者の平成20年3月末の合計交付人数は1,802人で、平成23年3月末では1,812人と増加傾向にありましたが、平成25年3月末には1,772人と若干の減少傾向に転じています。

療育手帳保持者の平成20年3月末の合計交付人数は194人で、平成25年3月末には250人と増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳保持者の平成20年3月末の合計交付人数は376人で、平成24年3月末では358人と減少傾向にありましたが、平成25年3月末には378人と増加傾向に転じ、平成20年3月末と同程度となっています。

総人口に占める手帳交付者の割合（総人口比）も、平成20年3月末は約6.2%、平成23年3月末は約6.4%、平成25年3月末は約6.5%と若干の増加傾向にあります。



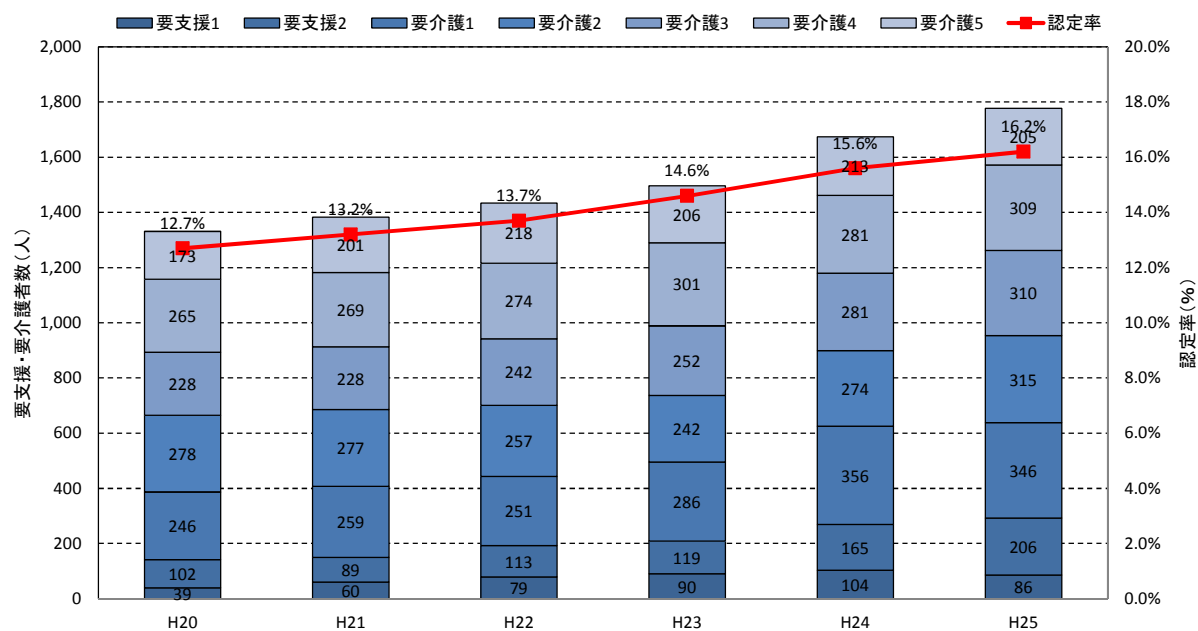
出典：山梨市福祉事務所資料

図 2.5 障害者手帳交付状況

2.2.4 要支援・要介護認定者数の推移

本市における要支援・要介護認定者数は、介護保険事業状況報告によると、平成25年度末時点で1,777人となっており、平成20年度末の1,331人と比較すると、446人（33.5%）増えています。

認定率（65歳以上の被保険者数に対する要支援・要介護認定者の割合）で見ると、平成20年度末時点の12.7%から平成25年度末では16.2%と3.5ポイントの増加となっています。



出典：山梨市高齢者いきいき安心プラン（H19～H22）、山梨市介護保険課資料（H23,H24）

図 2.6 要支援・要介護認定者数

2.3 公共交通の状況

本市の公共交通の状況として、幹線道路、鉄道、市営バスについて整理しました。

2.3.1 幹線道路

本市の幹線道路は、笛吹川沿いを南北に走る国道 140 号と南部の日川沿いを東西に走る国道 411 号、それと接続する県道 8 路線、フルーツライン、高規格道路としての西関東連絡道路があり、山梨地域の市街地周辺に幹線道路が集中し、広域交通の要衝となっています。

牧丘地域、三富地域については、国道・県道が生活道路としての役割を果たし、市街地を結ぶ重要な路線となっています。

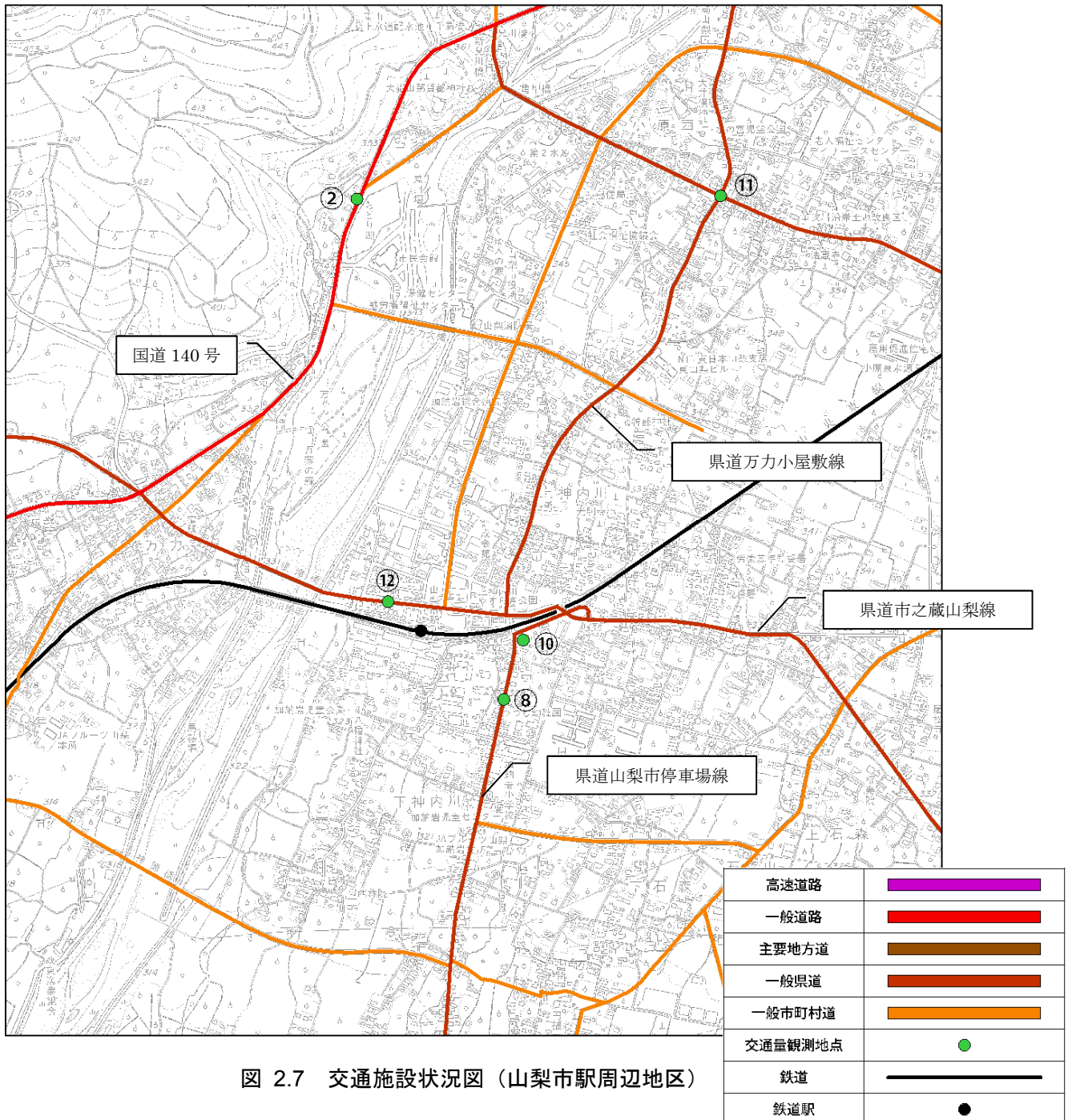


図 2.7 交通施設状況図（山梨市駅周辺地区）

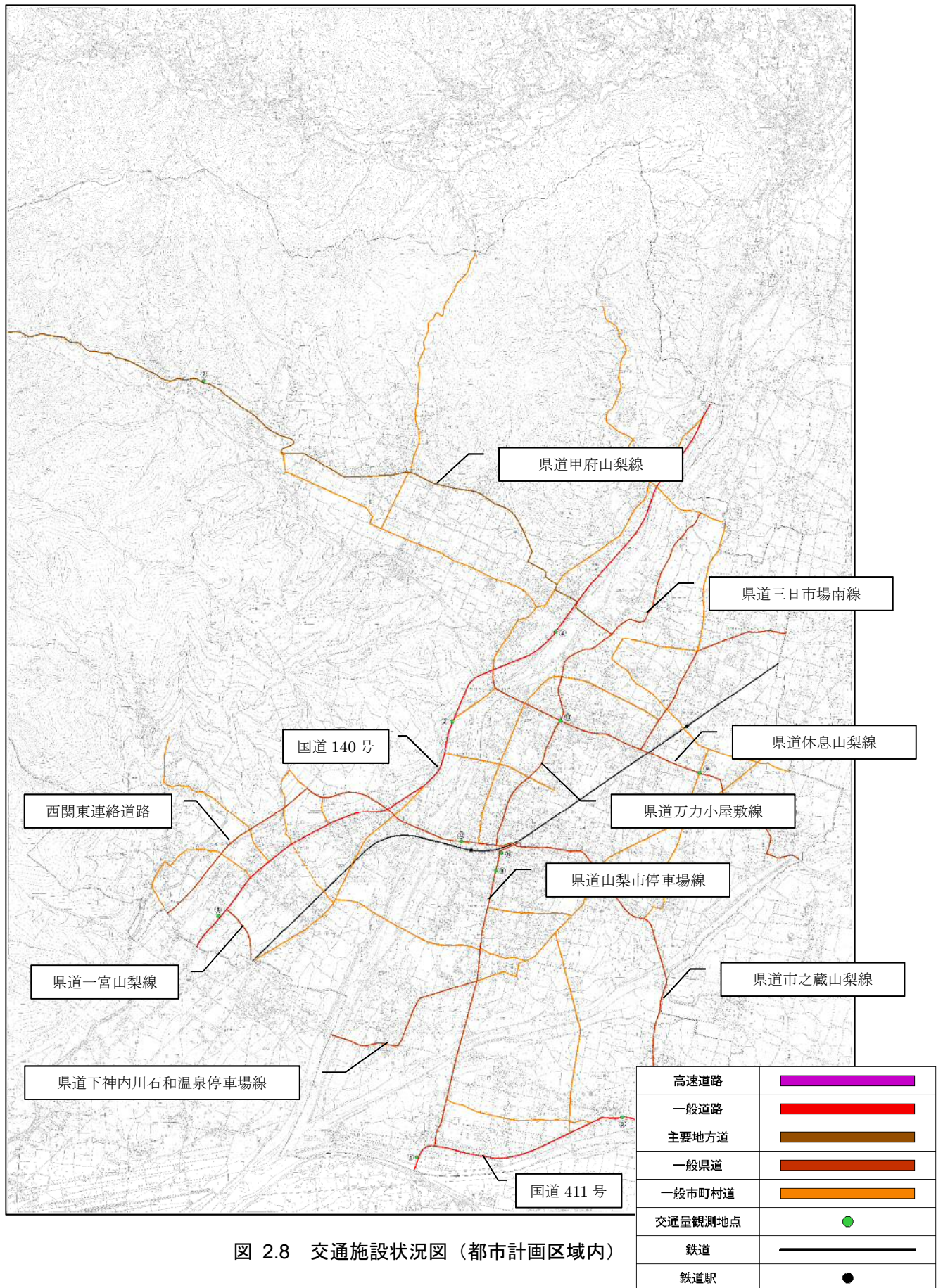


図 2.8 交通施設状況図（都市計画区域内）

2.3.2 鉄道

本市は東日本旅客鉄道（JR 東日本）が東西に横断しており、山梨市駅、東山梨駅の2駅が立地しています。

山梨市駅の乗降客数（過去8年間平均）は年間約1,315千人、1日平均乗降客数（過去8年間平均）は3,604人で、概ね横這いの傾向となっています。

東山梨駅の乗降客数（過去8年間平均）は年間約479千人、1日平均乗降客数（過去8年間平均）は1,311人で、僅かながら増加傾向となっています。

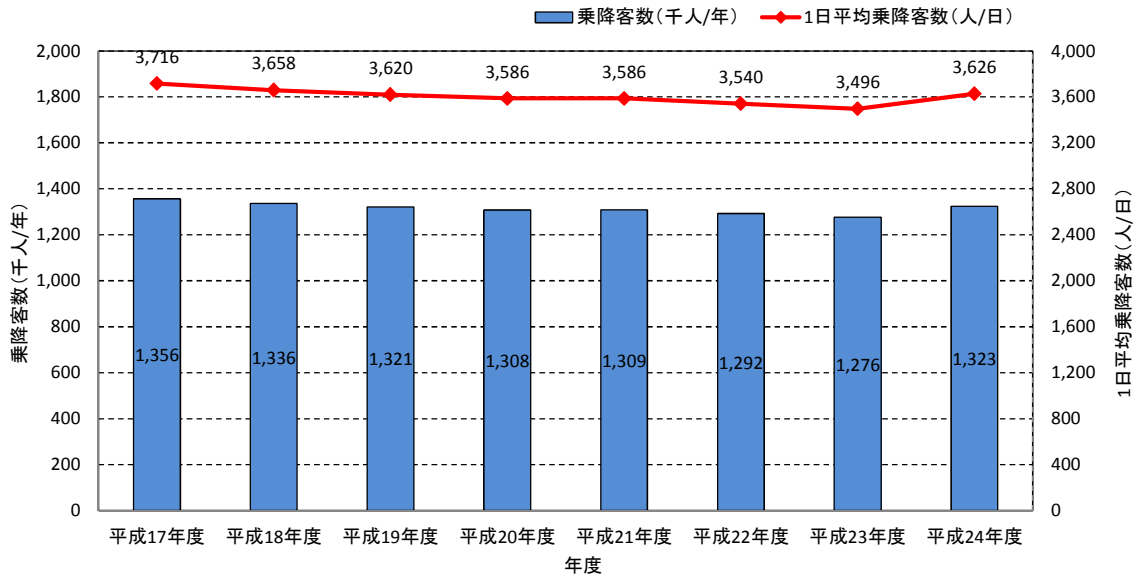


図 2.9 山梨市駅乗降客数

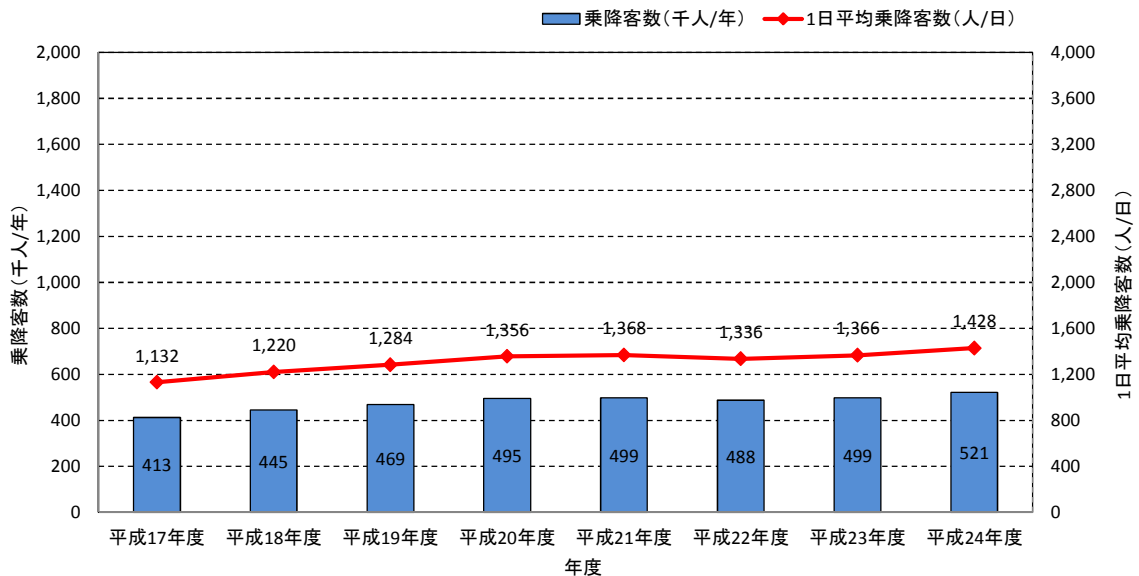


図 2.10 東山梨駅乗降客数

<算定式及び出典>

※乗降客数（人/年）＝乗車総数（統計やまなし）×2（同数の降者数があると仮定）

※1日平均乗降客数（人/日）＝1日平均乗車数（統計やまなし）×2（同上）

2.3.3 市営バス

本市の市営バスは、「西沢溪谷線」「山梨循環線」「牧丘循環線」の3つの路線に分かれて運行しています。

利用状況では、山梨循環線及び牧丘循環線ともに若干減少傾向にあり、西沢溪谷線では、平成20年度以降概ね横ばいの傾向にあります。

利用者が減少しているバスについては、市民の要望を充分検討しながら利便性の確保を図る必要があります。

<西沢溪谷線>

- ・主に山梨市駅と西沢溪谷入口の間を2台のバスが循環運行しています。

※ルート：山梨厚生病院 ⇄ 山梨市駅 ⇄ 窪平 ⇄ 乾徳山登山口 ⇄ 西沢溪谷入口

<山梨循環線>

- ・山梨地域内において、山梨市駅を起点に2台のバス（ピーチ号・グレープ号）が南北を循環運行しています。

※ルート①：南回り（例：山梨市駅 ⇄ 体育館入口 ⇄ 日川団地 ⇄ 山梨市駅）

※ルート②：北回り（例：山梨市駅 ⇄ 北中入口 ⇄ 市川保育所 ⇄ 切差下 ⇄ 戸市）

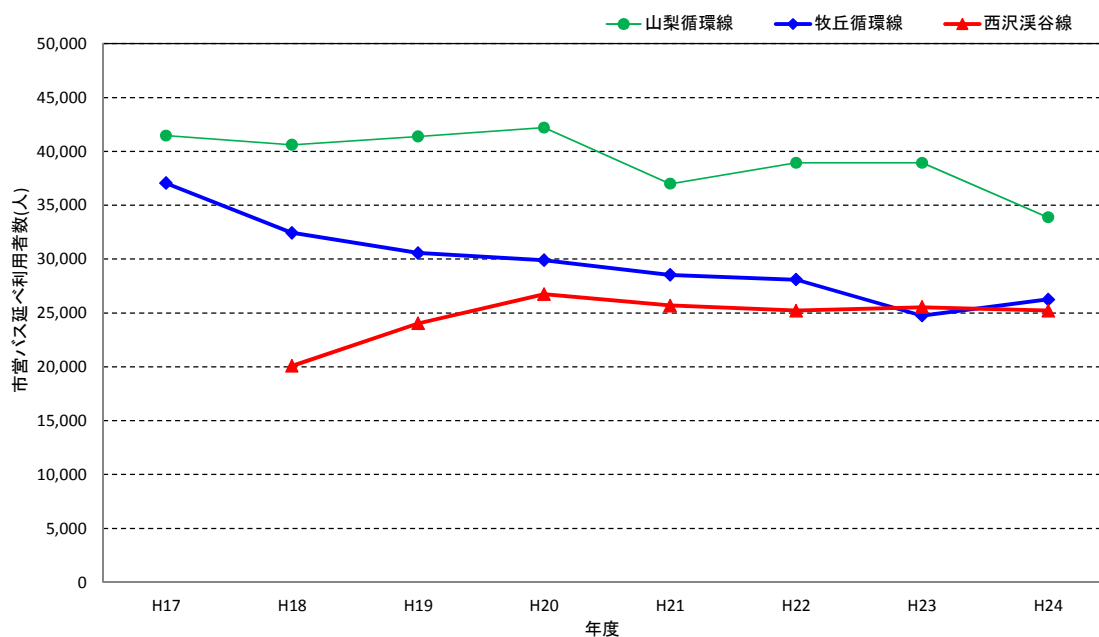
<牧丘循環線>

- ・牧丘地域内において、窪平を起点に2台のバスが循環運行し、塩山駅への接続もあります。

※ルート①：窪平方面 ⇄ 塩平方面

※ルート②：塩山駅方面 ⇄ 窪平 ⇄ 柚口方面

※ルート③：柚口方面 ⇄ 花かげの湯前方面



出典：平成25年版統計やまなし

図 2.11 市営バス延べ利用者数

2.4 土地利用等の現状

本市の土地利用は、北部の森林地帯、笛吹川右岸西部の山岳・丘陵地帯、南部の笛吹川扇状地に広がる市街地とその周辺の農地に大別されます。

近年、都市化の進行に伴う農住の混在化、農業集落地域の宅地化が進み、住環境、営農環境への影響が懸念されています。

2.4.1 土地利用現況

北部の森林地帯、笛吹川右岸西部の山岳・丘陵地帯、南部の笛吹川扇状地に広がる市街地とその周辺の農地に大別され、森林が市の面積の8割以上を占めています。

土地利用別には、宅地が2.5%、そのうち約75%が山梨地域に位置し、農地は7.5%、約82%を占める山林のほとんどは牧丘地域と三富地域に位置しています。

また、山梨地域の農地は、市全体の7割を占めています。

2.4.2 土地利用規制

都市計画法に基づき都市計画区域と用途地域（334.5ha）が指定されています。都市計画区域内において用途地域が指定されていない地域については、建物の大きさに関する規制のみが定められています。

その他、農振法に基づく農業振興地域と農用地区域、森林法に基づく地域森林計画対象民有林、保安林などが指定されています。

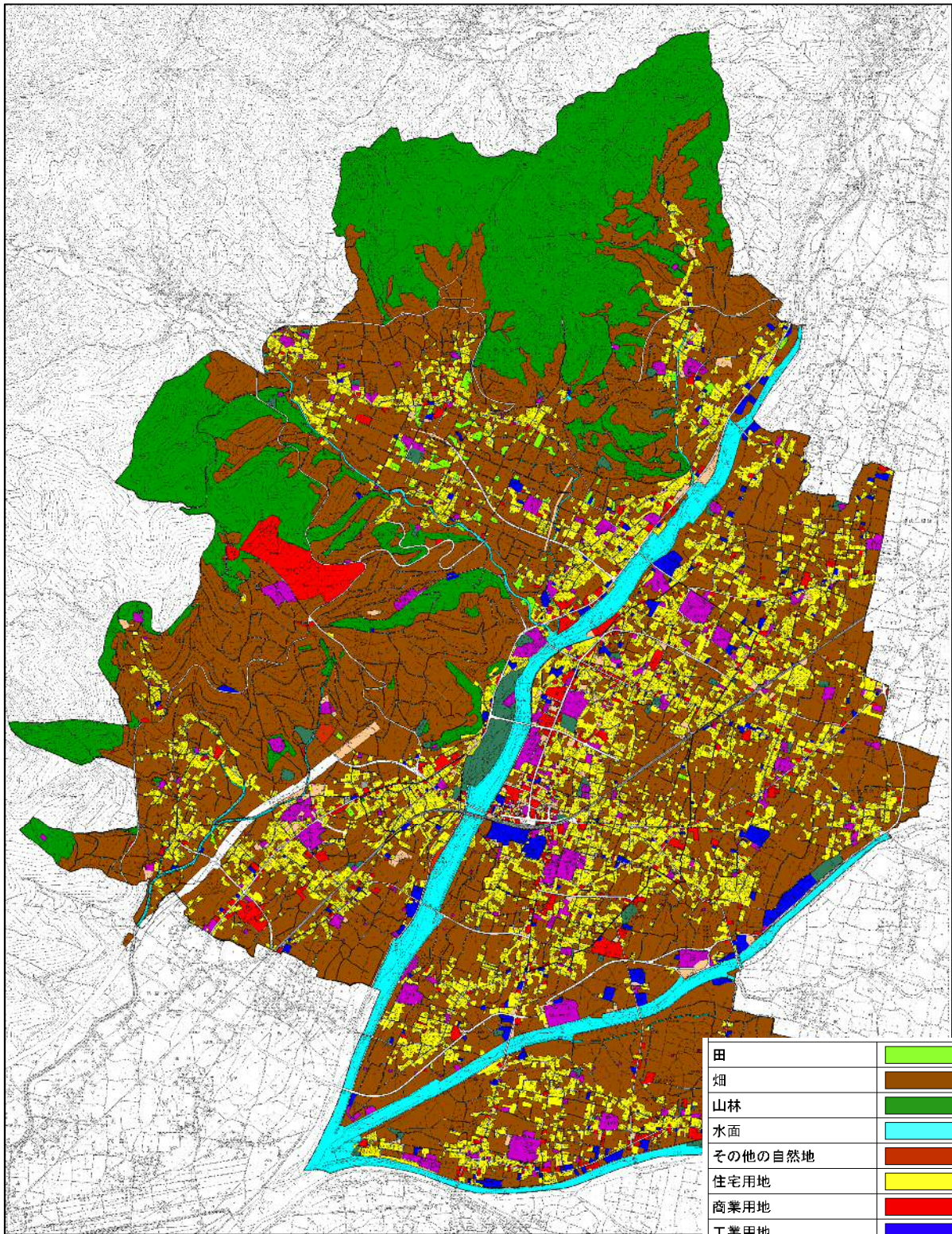


図 2.12 土地利用の状況（都市計画区域）

田	
畑	
山林	
水面	
その他の自然地	
住宅用地	
商業用地	
工業用地	
公益施設用地	
道路用地	
交通施設用地	
公共空地	
その他の公的施設用地	
その他の空地	
用途地域界	
都市計画区域界	

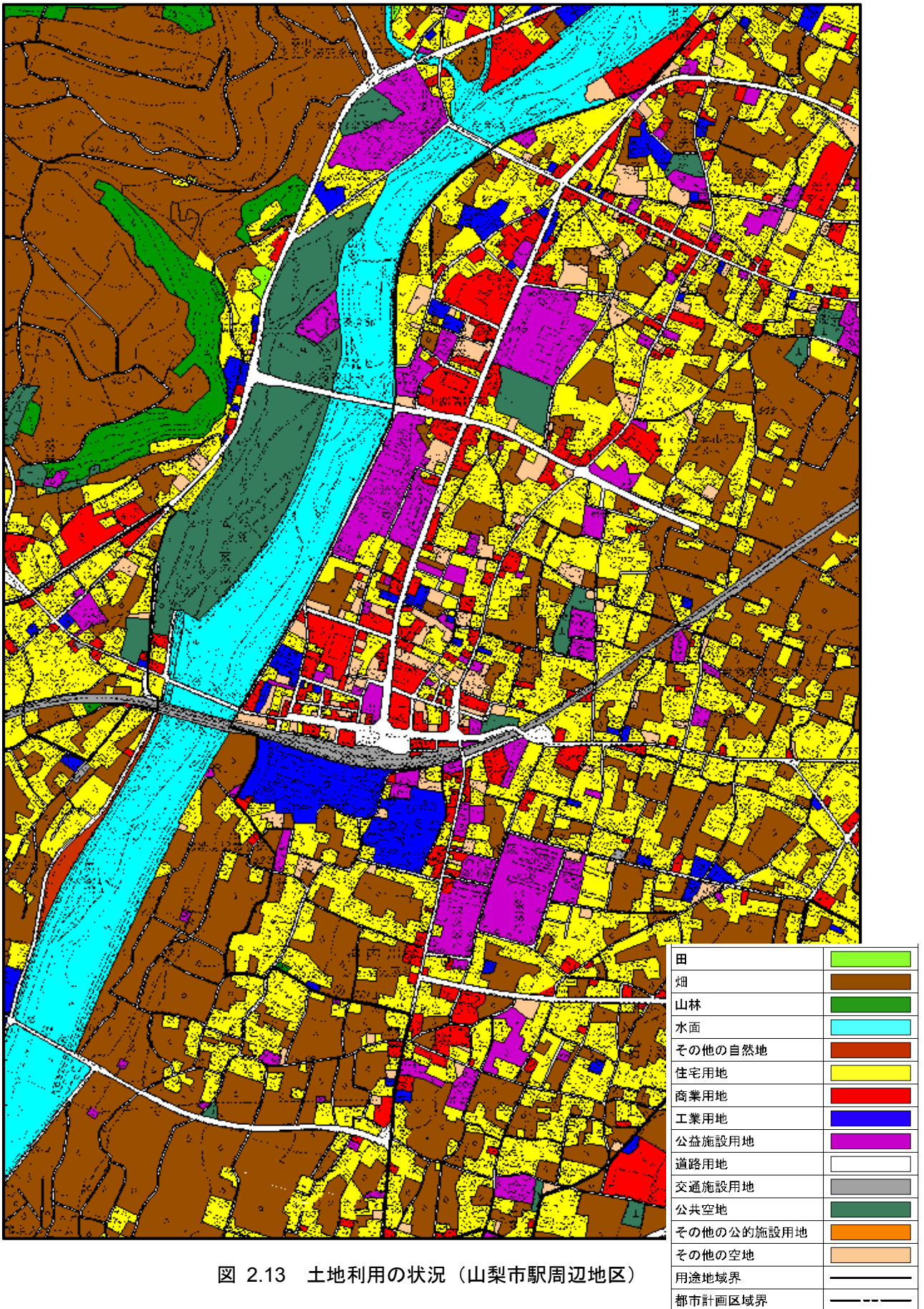


図 2.13 土地利用の状況（山梨市駅周辺地区）

2.5 主要施設等の分布状況（山梨市駅周辺地区）

本市では、市役所等主要な公共施設や文教施設、病院、商業施設等は、山梨市駅周辺半径約1km圏内に集積しており、コンパクトシティ化が進んでいます。

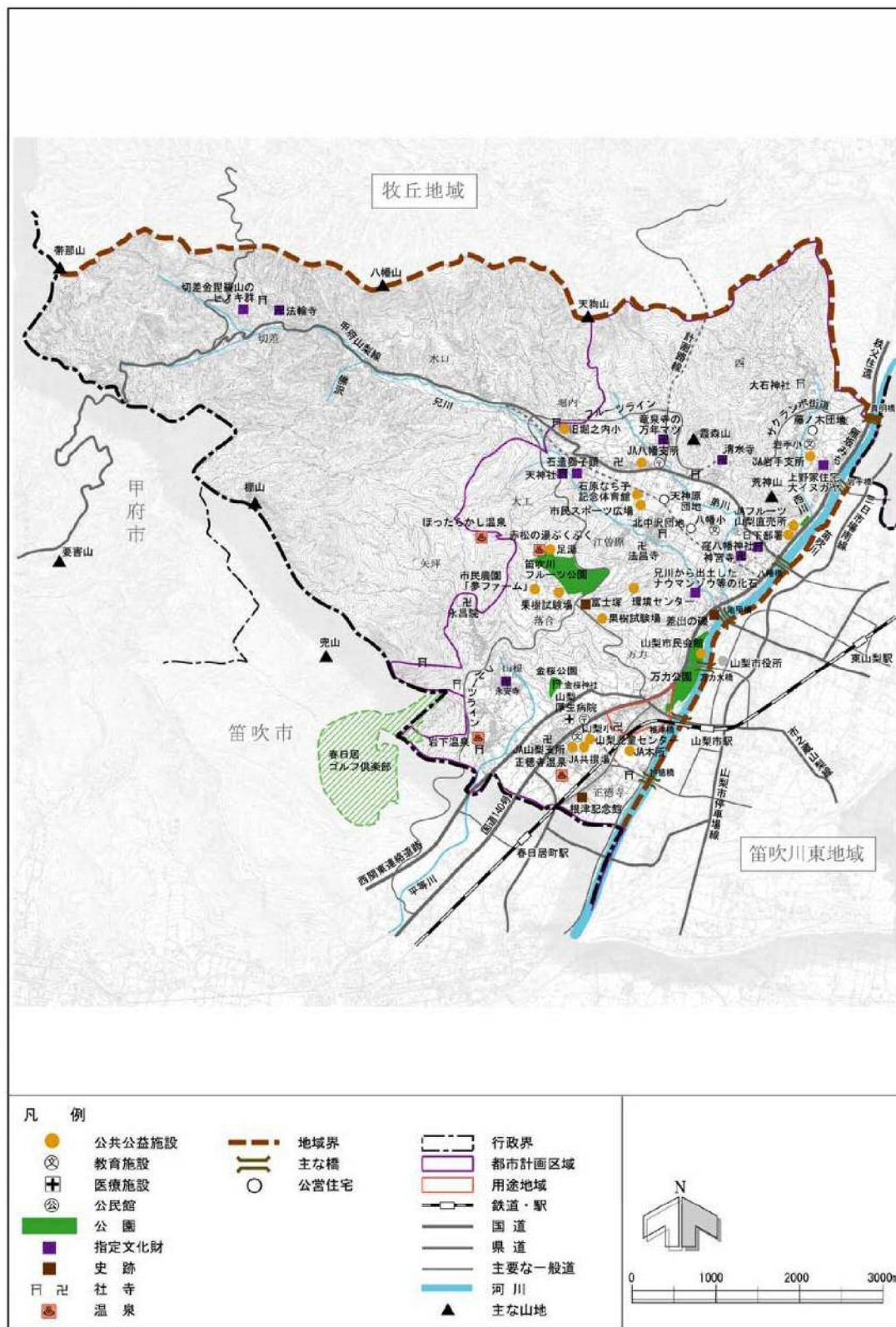


図 2.14 主要施設の分布状況（菅吹川西地域）

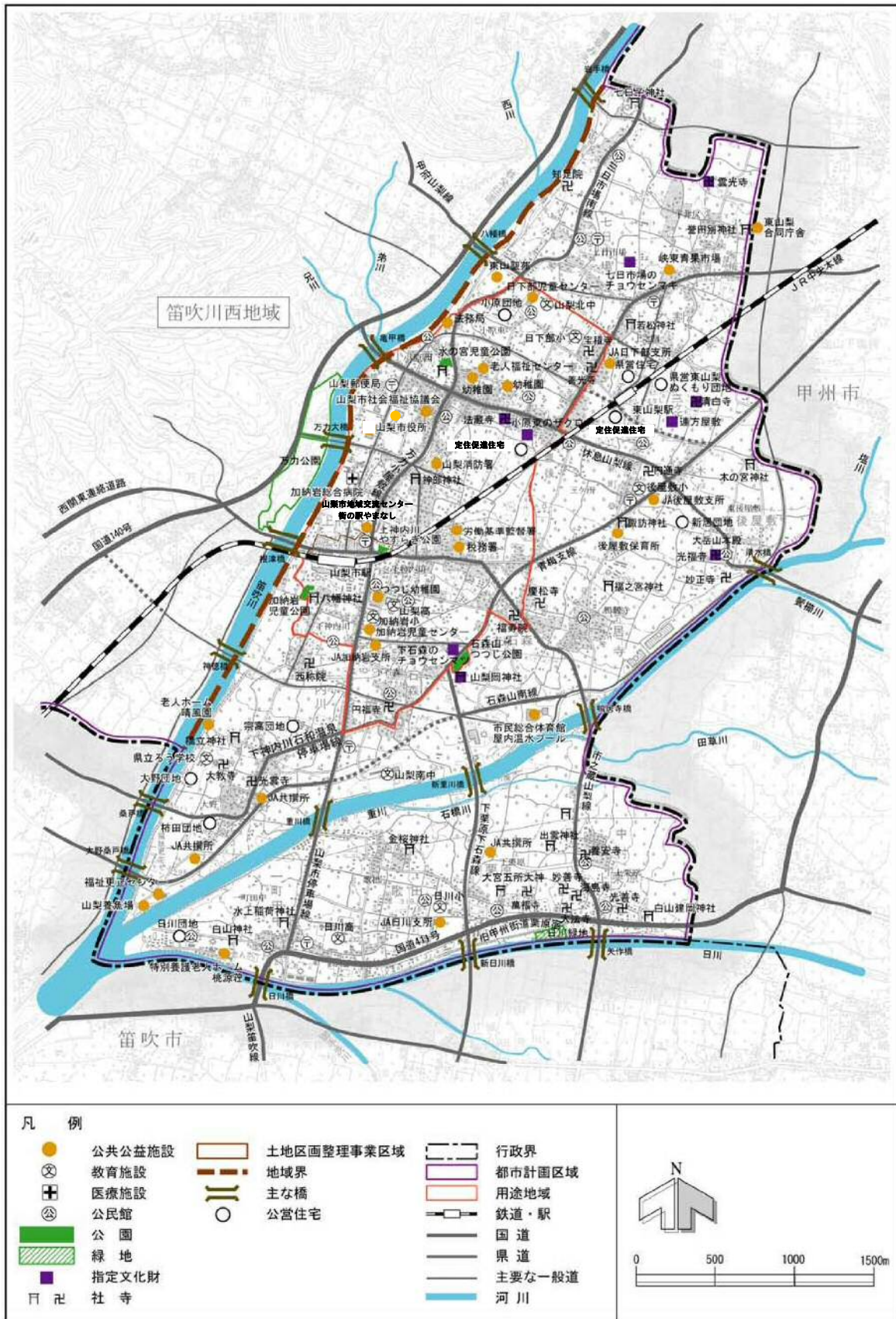


図 2.15 主要施設の分布状況（笛吹川東地域）

2.6 上位計画

バリアフリー基本構想を策定するにあたり、整合を図る必要のある本市の上位計画について整理しました。

表 2.2 山梨市総合計画

山梨市総合計画（平成 19 年度）	
基本理念 基本目標	<p><まちづくりの基本理念></p> <p>① 地域特性を生かした個性と魅力あるまちづくりの推進 ② 交流と連携による一体感のあるまちづくりの推進 ③ 市民の視点に立った協働によるまちづくりの推進</p> <p><まちづくりの基本方針></p> <p>基本方針①：自然とともに暮らす潤いのまちづくり 基本方針②：ぬくもりある健康と福祉のまちづくり 基本方針③：人々が集う活力に満ちたにぎわいのまちづくり 基本方針④：豊かな心や個性を育む教育と文化のまちづくり 基本方針⑤：都市基盤の整った快適で安全なまちづくり</p>
バリアフリー 関連内容	<p><基本方針②：ぬくもりある健康と福祉のまちづくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会、民生委員・児童委員、企業、NPO、ボランティアなど、多様な主体との連携により、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めます。 ・思いやりの心を育む教育環境の充実に努めます。 ・ユニバーサルデザインの考え方に立ち、高齢者や子ども、障害者など、だれもが使いやすい公共交通・施設の整備を図ります。 <p><基本方針⑤：都市基盤の整った快適で安全なまちづくり></p> <p>◆道路・交通体系の整備・充実</p> <p>①幹線道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者や障害者などに配慮したユニバーサルデザインに基づく、使いやすい道路整備に努めます。 <p>②公共交通機関の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道交通の玄関口となる山梨市駅前広場の適切な管理、運営を行うとともに、山梨市駅のバリアフリー化、南口の設置などについて検討します。 <p>◆快適な住環境の整備・充実</p> <p>①住みやすい住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政におけるユニバーサルデザインの考え方を明確にし、統一的な考え方の中で施策の展開を行います。 ・公共施設、道路などのバリアフリー化、公共交通の整備、改善を進め、障害者、高齢者にとっても使いやすいまちづくりに努めます。

表 2.3 山梨市都市計画マスタープラン

山梨市都市計画マスタープラン（平成 19 年度）	
基本理念 基本目標	<p><都市・里の将来像></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の誰もが「このまちに住んでよかった」といえる、そんな愛着と誇り、夢のもてる都市・里づくりをめざします。 <p><都市・里づくりの目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自然と共生するまち」 ・「活気あるまち」 ・「暮らしやすいまち」 ・「文化の香り高いまち」
バリアフリー 関連内容	<p><人にやさしい福祉のまちづくり方針></p> <p>◆基本方針：「高齢者や障害者など、みんなが安心して暮らせる人にやさしいまちづくりを進めます。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本格的な高齢化社会を迎え、本市では、「高齢者・障害者など、すべての人が一緒に暮らす社会こそが、ノーマルな社会」というノーマライゼーションの理念に基づき、物理的にも精神的にも日常生活での様々なバリア（障壁）が取り除かれ、誰もが安心して暮らしていける人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。 <p>◆3つの方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ①多くの市民が利用する公共施設等のバリアフリー化を進めます。 ②福祉施策と連携した人にやさしい環境づくりを進めます。 ③協働による福祉のまちづくりを進めます。

表 2.4 山梨市高齢者いきいきプラン

山梨市高齢者いきいき安心プラン（山梨市高齢者福祉計画、第 5 期介護保険事業計画） （平成 24 年度）	
基本理念 基本目標	<p><基本理念></p> <p>「いきいきと仲間とともに担う 支えあいと安心のまちづくり」</p> <p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住みなれたまちで健康に暮らし続ける ・安心して介護保険・福祉サービスを利用する ・地域の中で元気に活躍する ・誰にでもやさしい安全なまちづくり
バリアフリー 関連内容	<p><誰にでもやさしい安全なまちづくり></p> <p>◆誰にでもやさしいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物や道路のバリアフリーの推進 ・移動面におけるバリアフリー化の推進 ・高齢者の視点に立ったまちづくりの推進

表 2.5 山梨市地域福祉計画

山梨市地域福祉計画（平成 22 年度）	
基本理念 基本目標	<p><基本理念> 「ふれあいを大切に ともに生き、ともに支える、 やさしいまち 山梨市」</p> <p><基本目標> ①みんなで支えあうまちづくり ②活動の輪を広げるまちづくり ③安心して暮らすことができるまちづくり</p>
バリアフリー 関連内容	<p><③安心して暮らすことができるまちづくり></p> <p>◆バリアフリーのまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やさしい居住空間の整備 ・心のバリアフリーの実現 ・公共施設、交通機関等のバリアフリー化の推進 ・情報バリアフリーの推進

表 2.6 山梨市障害者福祉計画

山梨市障害者福祉計画（平成 19 年度）	
基本理念 基本目標	<p><基本理念> 「人権を尊重し自立と参加を支えあう福祉のまちづくり」</p>
バリアフリー 関連内容	<p><障害者基本計画></p> <p>◆生活環境の整備充実</p> <p>①障害のある人にやさしい環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が安全かつ快適に地域社会において活動できるように、障害のある人にやさしいまちづくりに努めます。

3. 山梨市のバリアフリーに関する現状と課題

3.1 住民意向

バリアフリーに関連した住民意向の把握を目的に、本市がこれまで実施したアンケート調査からバリアフリーに関連した設問や回答者の自由意見を整理しました。

整理したアンケート調査は以下の通りです。

- ・「障害者福祉に関するアンケート調査」(H18)
- ・「山梨市駅南北自由通路及び南口周辺整備事業計画策定のためのアンケート調査」(H25)
- ・「山梨市住民意向調査」(H25)
- ・「山梨市駅南口及び南北自由通路景観デザインに関するアンケート調査」(H26)

<住民意向（障害者意見）のまとめ>

- ・障害者の方々は、過半数が主な交通手段として「自動車（自家用車）」を利用しています。
- ・障害者の方々が、外出時に不便と感じたり困ることで最も多かったのは、「電車・バスなど交通機関の利用が不便」でした。
- ・「とても暮らしやすい」「どちらかという、暮らしやすい」と回答した方が約47.8%、「暮らしにくい」「どちらかという、暮らしにくい」と回答した方が約19.4%でした。
- ・ソフト面で最も必要と考えられることは、「医療費助成の拡充」で、32.9%でした。
- ・ハード面で最も必要と考えられることは、「障害に配慮した公営住宅の整備など、生活の場の確保」で、9.2%でした。

<住民意向のまとめ>

【市全域での意見】

- ・高齢化が進む社会に対応するための具体的な取り組みとして、約96.2%の方が「段差解消など、公共施設や住宅におけるバリアフリー化の推進」を必要としています。

【山梨市駅周辺地区の現状に関する意見】

- ・山梨市駅に駐車場が少ない。
- ・山梨市駅に南口がないため、遠回りする等不便である。
- ・山梨市駅までの公共交通機関（バス等）がなく、不便である。
- ・プラットホームにエスカレーター、エレベーターがなく、不便である。
※バリアフリーになっていない
- ・山梨市駅南側地域は、学校や幼稚園があるのに、道路が狭く、歩道もないため大変危険である。

【山梨市駅の今後の整備に関する意見】

- ・「バリアフリー設備」を必要と思う方は全体の約67%でした。
- ・必要と思う設備のその他の意見として「防犯カメラ」がありました。

3.1.1 障害者福祉に関するアンケート調査（H18）

「障害者福祉に関するアンケート調査」の概要は以下の通りです。

表 3.1 障害者福祉に関するアンケート調査の概要

項目	概要	
調査目的	平成 17 年 10 月、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。これを踏まえ、山梨市では、「障害者福祉計画（障害者基本法に基づく障害者基本計画及び障害者自立支援法に基づく障害福祉計画）」の策定に向け、障害者の状況、障害者福祉サービスに関する意向を把握し、今後の施策の実施のための基礎資料として本調査を実施しました。	
実施機関	山梨市 福祉事務所	
調査期間	平成 18 年 8 月～9 月	
調査方法	郵送による配布回収	
調査対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者について、対象者を無作為に抽出して調査を実施しました。	
回収結果	配布数	身体障害者：699 件、知的障害者：121 件、精神障害者：180 件 合計：1,000 件
	回収数	身体障害者：382 件、知的障害者：58 件、精神障害者：65 件 合計：510 件
	回収率	身体障害者：54.6%、知的障害者：47.9%、精神障害者：36.1% 合計：51.0%
バリアフリーに関する設問	<ul style="list-style-type: none"> ・問 53：通勤や通学、施設への通所や病院への通院など、外出する際の交通手段は何ですか。 ・問 55：外出の際は、どのような目的で外出されることが多いですか。 ・問 56：通勤・通学、その他外出の時に不便に感じたり困ることは何ですか。 ・問 57：障害者（児）にとって、山梨市は暮らしやすいまちだと思いますか。 ・問 58：あなたは、障害者（児）にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと考えますか。 	

(1) 各設問のアンケート結果

バリアフリーに関連した各設問のアンケート結果は次ページに示す通りです。

表 3.2 問 53（外出する際の交通手段）の結果

回答選択肢	回答数	割合（※）
バス	56	12.7%
タクシー	113	22.2%
自動車（自家用車）	290	56.9%
電車	43	8.4%
自転車	39	7.6%
徒歩	55	10.8%
その他	35	6.9%
無回答	82	16.1%

表 3.3 問 55（外出の目的）の結果

回答選択肢	回答数	割合（※）
学校や通所施設への通学・通所	55	10.8%
一般事業所などへの通勤	35	6.9%
診察や機能訓練などの通院	262	51.4%
日用品などの買い物	251	49.2%
趣味・スポーツなどの社会参加活動	67	13.1%
地域の行事への参加	66	12.9%
その他	40	7.8%
無回答	80	15.7%

表 3.4 問 56（外出の時に不便に感じたり困ること）の結果

回答選択肢	回答数	割合（※）
電車・バスなど交通機関の利用が不便	112	22.0%
障害者用の駐車スペースが不備、少ない	67	13.1%
歩道に問題が多い（狭い、段差があるなど）	60	11.8%
建物内の設備が利用しにくい（階段、トイレなど）	48	9.4%
休憩できる場所が少ない（身近な公園、歩道のベンチなど）	64	12.5%
人の視線や言葉が気になる	52	10.2%
介助者がいない	15	2.9%
その他	14	2.7%
特にない、外出しない	110	21.6%
無回答	148	29.0%

※複数回答可の為、回答の割合＝（回答者数）÷510（全回答者数）

表 3.5 問 57（山梨市は暮らしやすいまちか）の結果

回答選択肢	回答数	割合
とても暮らしやすいまちだと思う	49	9.6%
どちらかというと、暮らしやすいまちだと思う	195	38.2%
どちらかというと、暮らしにくいまちだと思う	72	14.1%
暮らしにくいまちだと思う	27	5.3%
わからない	106	20.8%
無回答	61	12.0%
合計	510	100%

表 3.6 問 56（障害者にとって暮らしよいまちづくりのためにどのようなことが必要か）の結果

分類	回答選択肢	回答数	割合（※）
ソフト 整備	相談業務・窓口の充実	129	25.3%
	サービス利用手続きの簡素化	158	31.0%
	サービスなどに関する情報提供の充実	111	21.8%
	保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	53	10.4%
	参加しやすいスポーツ、サークル、文化活動の充実	45	8.8%
	いろいろなボランティア活動の育成	16	3.1%
	保健・医療・福祉のサービスの充実	149	29.2%
	個性を生かした保育・教育内容の充実	11	2.2%
	職業訓練の充実や働く場所の確保	48	9.4%
	障害に関係なく、市民同士がふれあう機会や場の充実	39	7.6%
	災害時における連絡や避難など、支援体制の整備	78	15.3%
	地域の理解を深めるための福祉教育や広報活動の充実	60	11.8%
	医療費助成の拡大	168	32.9%
ハード 整備	入所施設の整備	31	6.1%
	リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	46	9.0%
	利用しやすい公共施設の整備・改善	39	7.6%
	利用しやすい道路・建物などの整備・改善	39	7.6%
	障害に配慮した公営住宅の整備など、生活の場の確保	47	9.2%
	その他	13	2.5%

※複数回答可の為、回答の割合 = (回答者数) ÷ 510 (全回答者数)

3.1.2 山梨市駅南北自由通路及び南口周辺整備事業計画策定のためのアンケート調査 (H25)

「山梨市駅南北自由通路及び南口周辺整備事業計画策定のためのアンケート調査」の概要は以下の通りです。

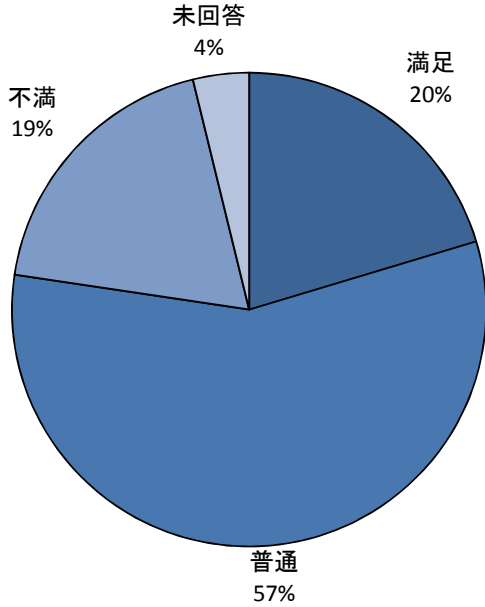
表 3.7 山梨市駅南北自由通路及び南口周辺整備事業計画策定のためのアンケート調査の概要

項目	概要	
調査目的	山梨市駅南北自由通路及び南口周辺整備事業計画の策定にあたり、「山梨市駅南地域周辺の現状」の諸事項について、住民の皆様のご意見を伺うアンケート調査を行い、また事業実施後に同様のアンケート調査を行うことで、本事業の事業効果の比較判定をすることを目的としています。 今回の調査は、事業実施前の現状調査にあたります。	
実施機関	山梨市 都市計画課	
調査期間	平成 25 年 7 月～8 月	
調査方法	郵送による配布回収	
調査対象者	加納岩地区（大野、上神内川、下神内川、下石森、上石森） 16 歳以上 80 歳未満の日本人男女 住民基本台帳より、無作為に抽出して調査を実施しました。	
回収結果	配布数	1,000 人
	回収数	407 人
	回収率	約 40%
バリアフリーに関する設問	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問 8：現山梨市駅までの交通手段についてどう思いますか。 ・ 問 9：現山梨市駅施設をどう思いますか。 ・ 問 10：現山梨市駅までの道路（歩道）の整備状況についてどう思いますか。 ・ 問 11：問 8～10 を総合的に考えて、現山梨市駅の利用満足度をお答えください。 ・ 問 21：自由意見 	

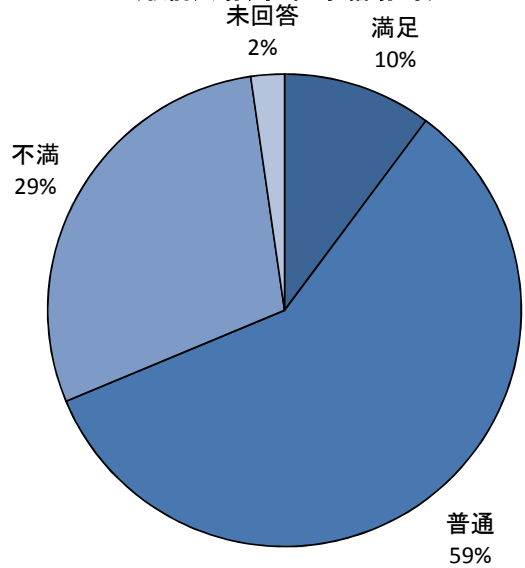
(1) 各設問のアンケート結果

バリアフリーに関連した各設問のアンケート結果は以下の通りです。

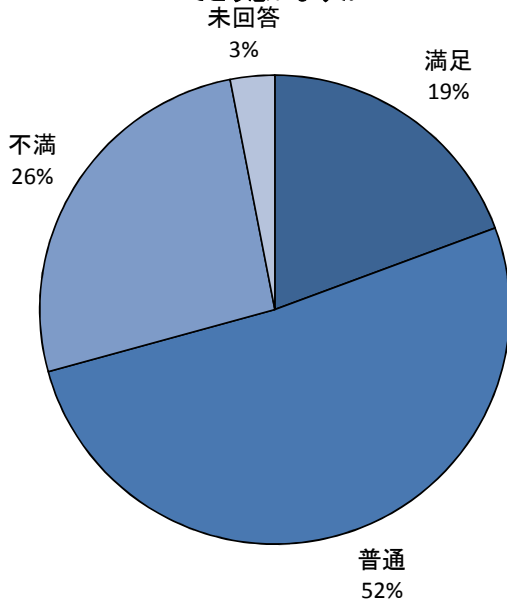
問8: 問7でお答え頂いた山梨市駅までの交通手段についてどう思いますか



問9: 山梨市駅施設をどう思いますか (駅前広場、駐車・駐輪場等)



問10: 山梨市駅までの道路(歩道)の整備状況についてどう思いますか



問11: 問8～問10を総合的に考えて、現在の山梨市駅の利用満足度をお答えください

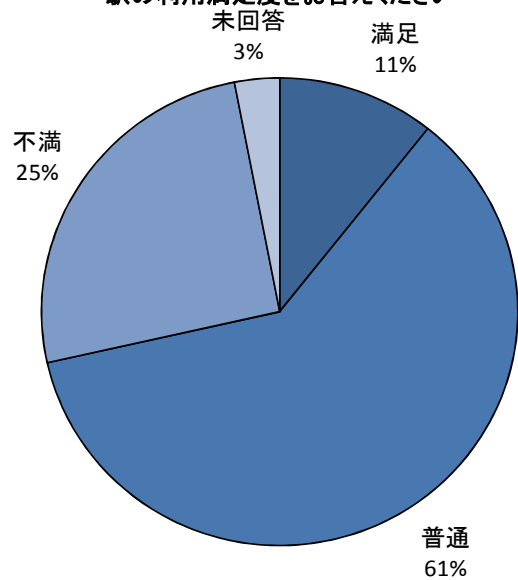


図 3.1 バリアフリーの関する設問のアンケート結果

(2) 具体的な不満点

バリアフリーに関連した各設問のアンケート結果より、山梨市駅に対する具体的な不満点を整理しました。

具体的な不満点として、多かった意見は以下の通りです。

<具体的な不満点>

- ・駐車場が少ない、遠い
- ・南口がない
- ・バスなどの駅までの公共交通機関がない
- ・道路が狭い、歩道がない、危険
- ・プラットホームにエスカレーター、エレベーターがない(バリアフリーになっていない)

(3) 問 21 : 自由意見

自由意見より、バリアフリーに関する内容について抽出・整理しました。

バリアフリーに関する自由意見は、概ね下記の3項目についての意見が寄せられています。

<バリアフリーに関する主な意見>

- ・山梨市駅にエスカレーター、エレベーターがなく、特に老人、要支援者はホーム間の移動が不便
- ・山梨市駅に南口がなく、北側に遠回りする必要があるため不便
- ・山梨市駅南側地域は、学校や幼稚園があるのに、道路が狭く、歩道もないため大変危険

3.1.3 山梨市住民意向調査（H25）

「山梨市住民意向調査」の概要は以下の通りです。

表 3.8 山梨市住民意向調査の概要

項目	概要	
調査目的	山梨市の主な施策に対する、市民の満足度や必要度を把握し、住民のニーズに対応した施策を推進するための基礎資料とします。	
実施機関	山梨市	
調査期間	平成 25 年 11 月～12 月	
調査方法	郵送による配布回収	
調査対象者	20 歳以上の市民 2,000 人 旧市町村ごとの人口に注目した比例配分法による層化無作為抽出	
回収結果	配布数	2,000 件
	回収数	1,226 件
	回収率	61.3%
バリアフリーに関する設問	<ul style="list-style-type: none"> ・問 8：あなたは、高齢化が進む社会に対応するため、具体的にどのような取り組みが必要だとお考えですか。 	

(1) 設問のアンケート結果

バリアフリーに関連した設問のアンケート結果は図 3.2 に示す通りです。

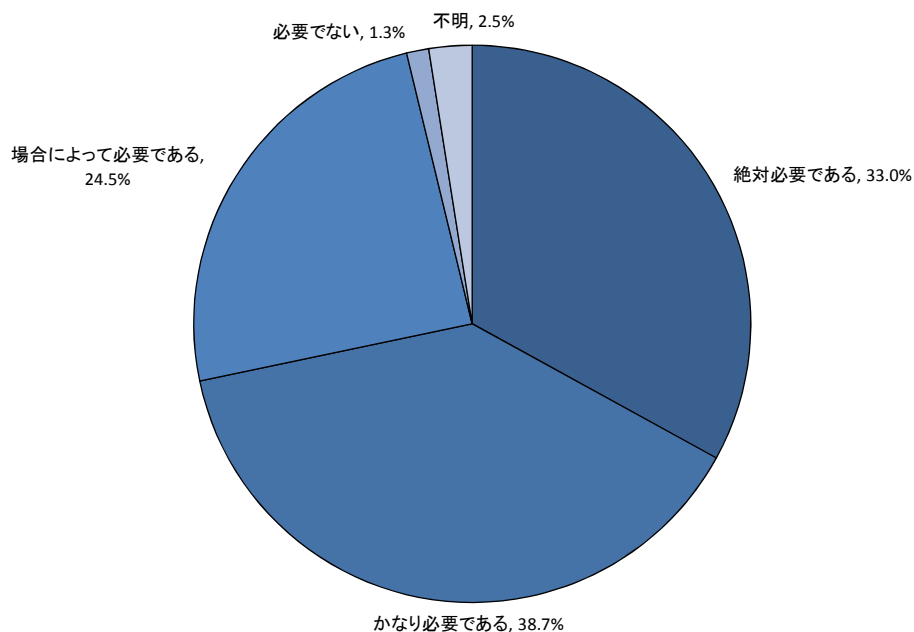


図 3.2 段差解消など、公共施設や住宅におけるバリアフリー化の推進の必要度

3.1.4 山梨市駅南口及び南北自由通路景観デザイン策定のためのアンケート調査（H26）

「山梨市駅南口及び南北自由通路景観デザイン策定のためのアンケート調査」の概要は以下の通りです。

表 3.9 山梨市駅南口及び南北自由通路景観デザイン策定のためのアンケート調査の概要

項目	概要	
調査目的	<ul style="list-style-type: none"> 山梨市駅南口及び南北自由通路の景観デザインの策定に際し、基本方針の段階から住民の意向を踏まえたものとするため。 新駅舎に対する設備面での住民の意向を調査・把握するため。 	
実施機関	山梨市 都市計画課	
調査期間	平成 26 年 8 月～9 月	
調査方法	郵送による配布回収 山梨市駅、市役所等への設置回収 インターネットによる配布回収	
調査対象者	山梨市全域 16 歳以上 80 歳未満の日本人男女 住民基本台帳より、無作為に抽出して調査を実施しました。	
回収結果	配布数	2,000 人（郵送） 90 部（設置）
	回収数	851 人（有効回答数 527 人）
	回収率	約 40%
バリアフリーに関する設問	<ul style="list-style-type: none"> 問 13：山梨市駅南口駅前広場に必要と思う設備をお答えください。 問 14：山梨市駅南北自由通路に必要と思う設備をお答えください。 	

(1) 南口駅前広場に必要と思う施設（問 13）

- ・「バリアフリー施設」を必要と思う方は全体の約 67%でした。
- ・その他の意見として「防犯カメラ」がありました。

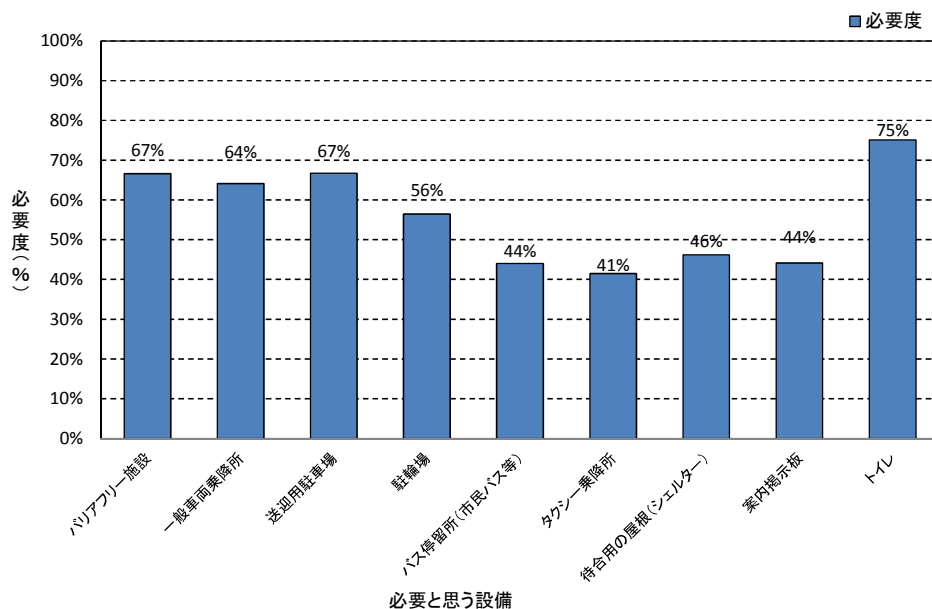


図 3.3 南口駅前広場の施設に対する住民意向

(2) 南北自由通路に必要と思う施設（問 14）

- ・「バリアフリー施設」を必要と思う方は全体の約 68%でした。
- ・「防犯カメラ」を必要と思う方は全体の約 59%でした。
- ・「エスカレーター」を必要と思う方は全体の約 52%でした。
- ・「エレベーター」を必要と思う方は全体の約 47%でした。

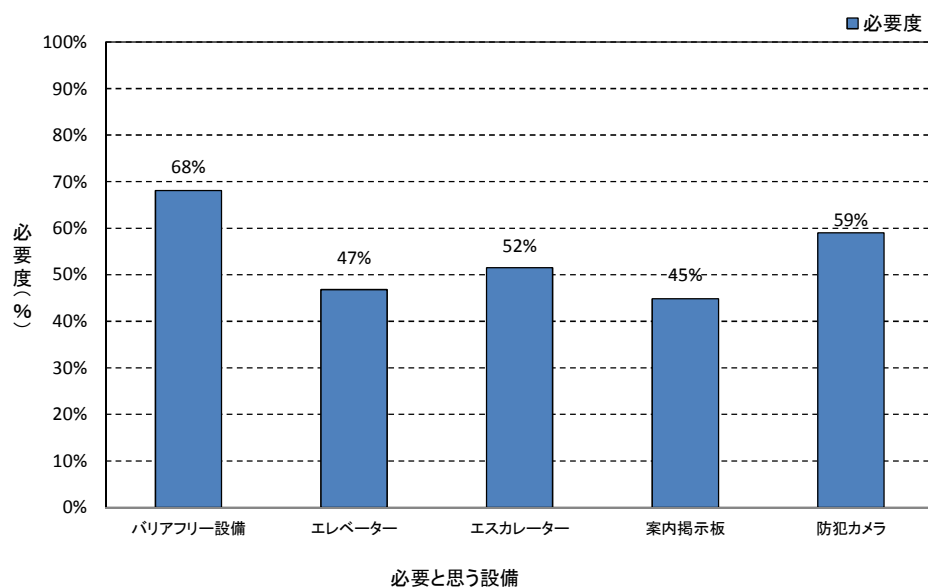


図 3.4 南北自由通路の施設に対する住民意向

3.2 バリアフリーに対する市の主な取り組み実績

本市における、バリアフリーに関する市の主な取り組み実績を整理しました。




表 3.10 バリアフリーに対する市の取り組み実績（ハード整備）

分類	実施場所		実施年度	実施内容
ハード整備	道路	都市計画道路 根津橋通り線 (国道 140 号～市道青梅支線)	H25	<ul style="list-style-type: none"> ・電線類の地中化 ・歩道の拡幅 ・視覚障害者誘導ブロックの設置 ・バリアフリー対応型（音声付）信号機の設置 ※一部県施工含む
	道路	都市計画道路 山梨市駅東山梨線 (駅前～市役所南交差点)	H22	<ul style="list-style-type: none"> ・電線類の地中化 ・歩道の拡幅 ・視覚障害者誘導ブロックの設置 ・バリアフリー対応型（音声付）信号機の設置
	駅前 広場	山梨市駅北口広場 (夢の実広場)	H17	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の解消（スロープの設置 等） ・視覚障害者誘導ブロックの設置 ・多目的（多機能）トイレの設置 ・障害者等用駐車場の設置
	建築物	山梨市役所	H20	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の解消（スロープの設置 等） ・視覚障害者誘導ブロックの設置 ・エレベーターの設置 ・多目的（多機能）トイレの設置 ・障害者等用駐車場の設置

表 3.11 バリアフリーに対する市の取組み実績（ハード整備）

分類	実施場所		実施年度	実施内容	実施内容	
	建築物	山梨市地域交流センター (街の駅やまなし)	H21	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の解消（スロープの設置 等） ・視覚障害者誘導ブロックの設置 ・多目的（多機能）トイレの設置 ・障害者等用駐車場の設置 		
	建築物	市営駐車場	H17	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの設置 ・多目的（多機能）トイレの設置 ・障害者等用駐車場の設置 		
ハード整備	公園 運動場	小原スポーツ広場	H26	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の解消（スロープの設置 等） ・多目的（多機能）トイレの設置 		
	公園 運動場	万力公園	H3	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的（多機能）トイレの設置 ・障害者等用駐車場の設置 		
	公園 運動場	上神内川やすらぎ公園	H16	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の解消（スロープの設置 等） ・多目的（多機能）トイレの設置 		

表 3.12 バリアフリーに対する市の取組み実績（ソフト整備）

分類	実施場所		実施年度	実施内容	
ソフト整備	計 画	山梨市障害者福祉計画	H19	<p>障害者福祉施策の一層の推進を図るため、「人権を尊重し自立と参加を支えあう福祉のまちづくり」を基本理念として、本計画を策定しました。</p> <p>※バリアフリーに関する内容：障害者基本計画第6章等参照</p>	 <p>http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/gover/vision/health/2012-0427-1018-44.html</p>
	計 画	山梨市地域福祉計画	H22	<p>安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、「ふれあいを大切に ともに生き、ともに支える、やさしいまち 山梨市」を基本理念として、本計画を策定しました。</p> <p>※バリアフリーに関する内容：第4章③等参照</p>	 <p>http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/news/2011-0520-1123-43.html</p>
	計 画	山梨市高齢者いきいき安心プラン	H24	<p>第1次山梨市総合計画の「山梨市“元気創造プロジェクト”」の「元気な市民生活」を実現するため、「いきいきと仲間とともに担う支えあいと安心のまちづくり」を基本理念に本計画を策定しました。</p> <p>※バリアフリーに関する内容：各論第4章等参照</p>	 <p>http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/gover/vision/health/senior_welfare.html</p>

3.3 山梨市のバリアフリーに関する課題

3.3.1 具体的な課題例

(1) 具体的な課題例の確認場所

図に示した場所で、具体的な課題例の確認を行いました。

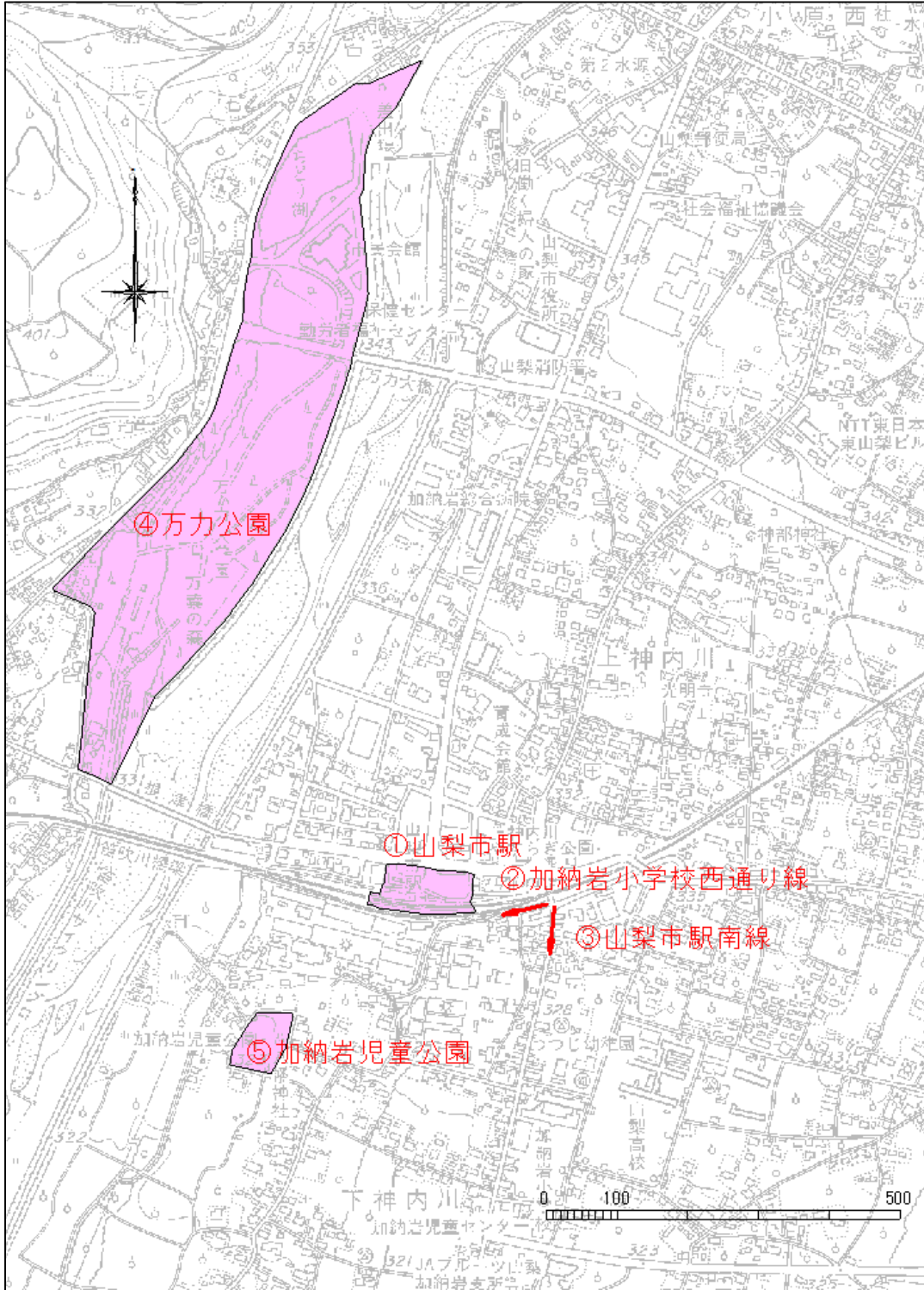


図 3.5 課題例の確認場所

(2) 具体的な課題例

山梨市におけるバリアフリーの課題として具体例を示します。

表 3.13 バリアフリーの具体的な課題例

分類	場所		課題の内容	
ハード整備	道路	都市計画道路 加納岩小学校西通り線	<ul style="list-style-type: none"> 道幅が狭く、歩道等の設置もされていない 	
	道路	都市計画道路 山梨市駅南線	<ul style="list-style-type: none"> 道幅が狭く、歩道等の設置もされていない 	
	建築物	山梨市駅	<ul style="list-style-type: none"> エレベーター等の昇降機が設置されていない 	
	公園 運動場	万力公園 加納岩児童公園	<ul style="list-style-type: none"> 段差が解消されていない箇所がある 多目的トイレが設置されていない 	

3.3.2 山梨市のバリアフリーに関する課題のまとめ

「山梨市の概況」の整理結果から、本市のバリアフリーに関する課題を抽出・整理しました。

課題①：利用者の多い施設（山梨市駅等）や道路を中心に、利便性・移動性を向上する必要があります。

- ・アンケート結果等から、山梨市駅南側の地域において、山梨市駅までの移動経路が狭く危険であることがわかります。
- ・山梨市駅の駅舎及び駅前広場は、スロープや点字、視覚障害者誘導ブロックなどのバリアフリー化を実施していますが、プラットフォームにおけるエレベーターやエスカレーターがなく、移動に困難な状況にあります。
- ・山梨市駅以外にも、利用者の多い施設を中心に、バリアフリー化を進める必要があります。

課題②：障害の違い等による様々な課題を拾い上げ、解決策を検討していく必要があります。

- ・「障害」には、「視覚障害」、「聴覚障害」、「身体障害」、「知的障害」等様々な障害があり、更に細かく見ると、「視覚障害」においても、「全盲」や「弱視」等の違いがあります。
- ・今後、障害の違いに応じたバリアフリー化を民・官一体となって進める必要があります。

課題③：継続的、発展的なバリアフリーのまちづくりを実践する必要があります。

- ・本基本構想策定後や特定事業実施後においても、バリアフリーに関する問題箇所を、利用者の声を聴きながら継続的に点検し、構想の見直しや新たな事業の実施等、段階的にバリアフリーのまちづくりを進めていく必要があります。

課題④：互いに支えあうために、市民のバリアフリーに関する知識や意識を高め、ノーマライゼーション※の理念を浸透させる必要があります。

- ・バリアフリー化された施設等の効果を最大限に発揮するために、利用する人たちのバリアフリーに関するソフト施策等が必要です。

※ノーマライゼーションとは

- ・直訳では、「普通のものにすること」という意味で、障害者や高齢者など社会的不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方です。（出典：山梨市障害者福祉計画）

4. 山梨市バリアフリー基本構想（山梨市全域）

4.1 基本的な考え方

本市では、「山梨市都市計画マスタープラン」において、「市民の誰もが『このまちに住んで良かった』といえる、そんな愛着と誇り、夢のもてる都市・里づくりをめざします」を都市・里の将来像として掲げています。

また、山梨市高齢者いきいき安心プランでは「いきいきと仲間とともに担う 支えあいと安心のまちづくり」を基本理念とし、地域住民と行政との協働による地域づくりを積極的に推進しています。

本市では、これまでも市内全域において公共施設のバリアフリー化に取り組んできましたが、今後も社会的弱者の立場にあるといわれる高齢者・障害者を始めすべての人が、住みなれた地域で安心して生活でき、あらゆる分野の活動に参加できる地域社会を築くためには、施設・道路・交通機関など生活環境のバリアフリー化を推進することが必要と考えます。

また、市民一人一人が、同じ地域社会を構成する一員として、平等であるという意識を持ち、心のバリアフリーにも取り組むことが必要と考えます。

4.2 基本理念

本市では、基本的な考え方で述べた高齢者や障害者を含む全ての人が安全・安心に生活できる人にやさしいまちづくりを実現するためのバリアフリーの推進にあたり、基本理念を以下のように設定します。

<山梨市バリアフリー基本構想（全域）の基本理念>

支えあう ひとにやさしい まちづくり

<基本理念の考え方>

- ・本市における各種上位計画に掲げられている「基本理念」や「まちの将来像」を実現していくためのバリアフリー基本構想であることから、上位計画を踏まえたものとししました。
- ・本市のバリアフリーに対する現状や課題を踏まえたまちづくりを実施し、「住んでよかったと思えるまち」を実現していくための理念とししました。
- ・上位計画の基本理念等から得られた本市のまちづくりのキーワードである「ひと、ひとにやさしい」、「まち、まちづくり」、「支えあい、支える」を採用しました。

4.3 基本方針

基本理念に基づき、山梨市(全域)のバリアフリー化を実現するために4つの基本方針を定め、バリアフリー化に取り組みます。

<山梨市バリアフリー基本構想(全域)の基本方針>

①：誰もが安全で安心して暮らせ、住んでよかったと思える、人にやさしいまちづくりの推進

- ・道路や施設、公共交通機関などを一体的・総合的に捉えたバリアフリー化を実施し、高齢者や障害者をはじめ、性別や年齢等に関わらず、すべてのひとにとってやさしいまちづくりを推進します。
- ・ハード面、ソフト面の総合的な基本方針です。

②：必要性、緊急性の高い地区から効果的・効率的・段階的なバリアフリー化の推進

- ・市全域でバリアフリーのまちづくりを進めるにあたり、利用者の多い施設や道路、災害時の指定避難所や避難経路等を有する、必要性、緊急性の高い地区から効果的、効率的、段階的にバリアフリー化を推進します。
- ・ハード面の基本方針です。

③：市民・事業者・行政の協働・連携によるまちづくりの推進

- ・効率的な整備を実施していくために、事業者と行政が連携し、効果的な整備を実施していくために、市民参加・意見交換等、利用者の視点に立ったバリアフリー化を推進します。
- ・ソフト面の基本方針です。

④：支えあうために、「心のバリアフリー」の推進

- ・物理的な整備によるバリアフリー化だけでなく、バリアフリーに関する広報の充実や、啓発活動を実施し、すべての人がバリアフリーについて理解を深め、お互いに協力し、助け合い、支えあう心を醸成します。
- ・ソフト面の基本方針です。

<基本方針の考え方>

- ・「基本理念」に基づき、本市のバリアフリー化を実現するための基本方針としました。
- ・本市のバリアフリーに対する現状と課題、実施すべき施策に配慮した基本方針としました。
- ・基本方針は、バリアフリー化を実現するために必要なハード面とソフト面の2分野で構成しました。

5. 重点整備地区の選定

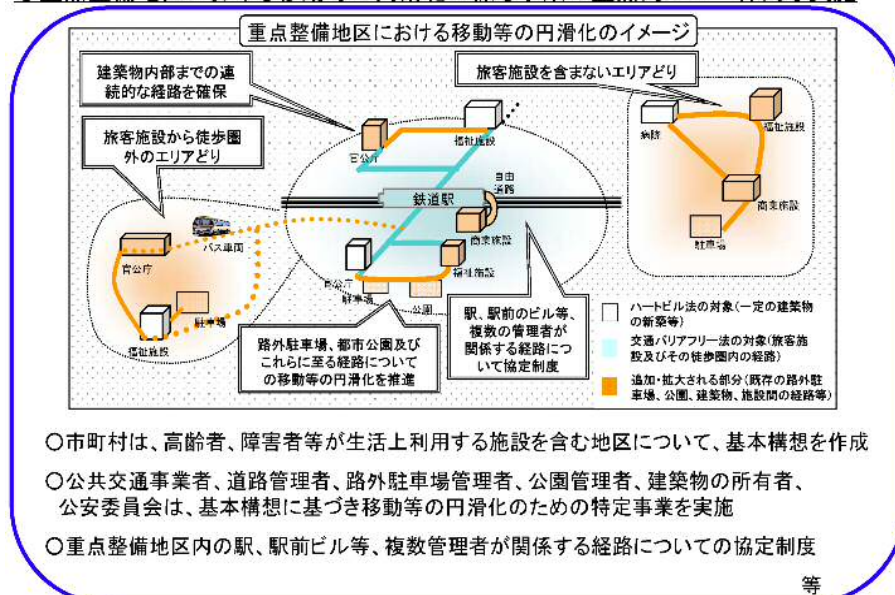
バリアフリー新法では、市町村は重点整備地区に対し、バリアフリー基本構想を策定することができます。よって、山梨市全域のバリアフリー化の基本方針②に準拠し、効果的、効率的、段階的なバリアフリー化を推進することを目的に、必要性、緊急性の高い地区（重点整備地区）の選定を行い、重点整備地区のバリアフリー基本構想を作成します。

5.1 重点整備地区とは

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）第 25 条では、重点整備地区は、旅客施設の周辺地区など、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区と定められています。

本市では、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、生活関連施設や生活関連経路等を含め、重点整備地区の区域を設定し、バリアフリー基本構想を作成します。

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



等
出典：国土交通省ホームページ

図 5.1 重点整備地区のイメージ

5.2 重点整備地区の選定

本市では、重点整備地区の選定方法は以下の項目に対し該当する地区とします。

- (1) 利用者の多い生活関連施設が 3 つ以上集積している（必要条件）
- (2) 旅客施設（鉄道駅、バスターミナル等）がある
- (3) 本市における将来の拠点性が高い
- (4) 上位計画に整備等が位置付けられている
- (5) 主要な生活関連施設のバリアフリー化が不十分である
- (6) 市民からのバリアフリー化の要望がある

以上の選定項目を踏まえ、「山梨市駅周辺地区（山梨市駅を中心に半径 1 km 程度）」を重点整備地区に選定します。重点整備地区の詳細な区域は 6.5 章に整理します。

6. 山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）

6.1 基本的な考え方

山梨市駅周辺地区は、本市の中心市街地を形成しており、公共施設や病院、公共交通機関等が集積し、コンパクトシティ化が進んでいます。

本市では、これまでも山梨市駅周辺地区において、公共施設のバリアフリー化に取り組んできましたが、今後も社会的弱者の立場にあるといわれる高齢者・障害者を始めすべての人が、住みなれた地域で安心して生活でき、あらゆる分野の活動に参加できる地域社会の中核をなす地区を築くためには、施設・道路・交通機関など生活環境の一体的・総合的なバリアフリー化を推進することが必要と考えます。

6.2 基本理念

山梨市駅周辺地区のバリアフリーの推進にあたり、山梨市バリアフリー基本構想（全域）と整合を図り基本理念を以下のように設定します。

＜山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）の基本理念＞

支えあう ひとにやさしい まちづくり

＜基本理念の考え方＞

- ・上位構想となる山梨市バリアフリー基本構想（全域）の基本理念と同様としました。

6.3 基本方針

山梨市（全域）の基本理念・基本構想を踏まえ、重点整備地区における具体的な方針を追加し、6つの基本方針としました。

<山梨市バリアフリー基本構想（全域）の基本方針>

- ①：誰もが安全で安心して暮らせ、住んでよかったと思える、人にやさしいまちづくりの推進
- ②：必要性、緊急性の高い地区から効果的・効率的・段階的なバリアフリー化の推進
- ③：市民・事業者・行政の協働・連携によるまちづくりの推進
- ④：支えあうために、「心のバリアフリー」の推進



<山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）の基本方針>

⑤：山梨市駅周辺において、交通結節性や利便性の向上に寄与するバリアフリー化の推進

- ・コンパクトシティの重要な交通拠点として、山梨市駅に対するアクセス性の向上や南北自由通路による安全性、回遊性の向上などを目的に、重点的にバリアフリー化を進めます。
- ・災害時、災害弱者といわれる高齢者、障害者、幼児等が指定避難所（加納岩小学校、加納岩公民館）へ円滑に移動できるよう、主たる避難経路のバリアフリー化を進めます。

⑥：市の玄関口として、多くの方々に対する思いやり溢れるバリアフリー化の推進

- ・市の玄関口として市民、来訪者等すべての利用者が安全・安心・快適に利用できる山梨市駅として、重点的にバリアフリー化を進めます。

6.4 目標年次

重点整備地区におけるバリアフリー化の目標年次は以下の通りとします。

計画開始年度：平成 26 年度

目標年次：平成 32 年度

<設定根拠>

- ・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年度との整合

一. 移動等円滑化の意義及び目標

○ 移動等円滑化の意義

本格的高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者・障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応

○ 移動等円滑化の目標

旅客施設や車両、道路、公園、建築物等について、平成32年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定 ⇒別紙参照

出典：国交省ホームページ（移動円滑化の促進に関する基本方針）

6.5 重点整備地区の区域設定

6.5.1 区域設定の考え方

重点整備地区に位置付けた山梨市駅周辺地区において、下記の要件に基づき重点整備区域の設定を行います。

なお、本基本構想は、今後見直しを行う予定ですので、その際、生活関連施設や生活関連経路を見直した場合、重点整備地区の区域も同時に見直しを行います。

<重点整備地区の区域設定の要件>

・生活関連施設（3つ以上）があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

※「徒歩圏内」：面積約400ha未満の地区（2km×2km四方）とします。

※「生活関連施設」：高齢者・障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等多岐にわたる施設のことです。

（生活関連施設の詳細は6.6章参照）

・生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

※「生活関連経路」：生活関連施設を結ぶ徒歩による主要な移動経路のことです。

※重点整備地区は、その趣旨から、バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施される地区であることが求められます。

・バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行なうことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

※都市機能とは、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能などのことです。

※各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、このような様々な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区であることが求められます。

<重点整備地区の境界>

・重点整備地区の区域の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定める

出典：「バリアフリー新法」第2条 21

「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」

6.5.2 山梨市駅重点整備地区の区域

徒歩圏として、山梨市駅を中心に半径 1km の円を参考に、生活関連施設の分布状況や生活関連経路の状況などに配慮した範囲を道路及び河川等を境界線とし、線引きしました。

北側は県道万力小屋敷線まで、南側は市道加納岩小学校前通り線、西側は、万力公園を含むよう、国道 140 号と笛吹川を境とし、東側は一般市道までと考えます。

以上の区域設定によって、面積約 200ha を山梨市駅周辺の重点整備地区として設定します。

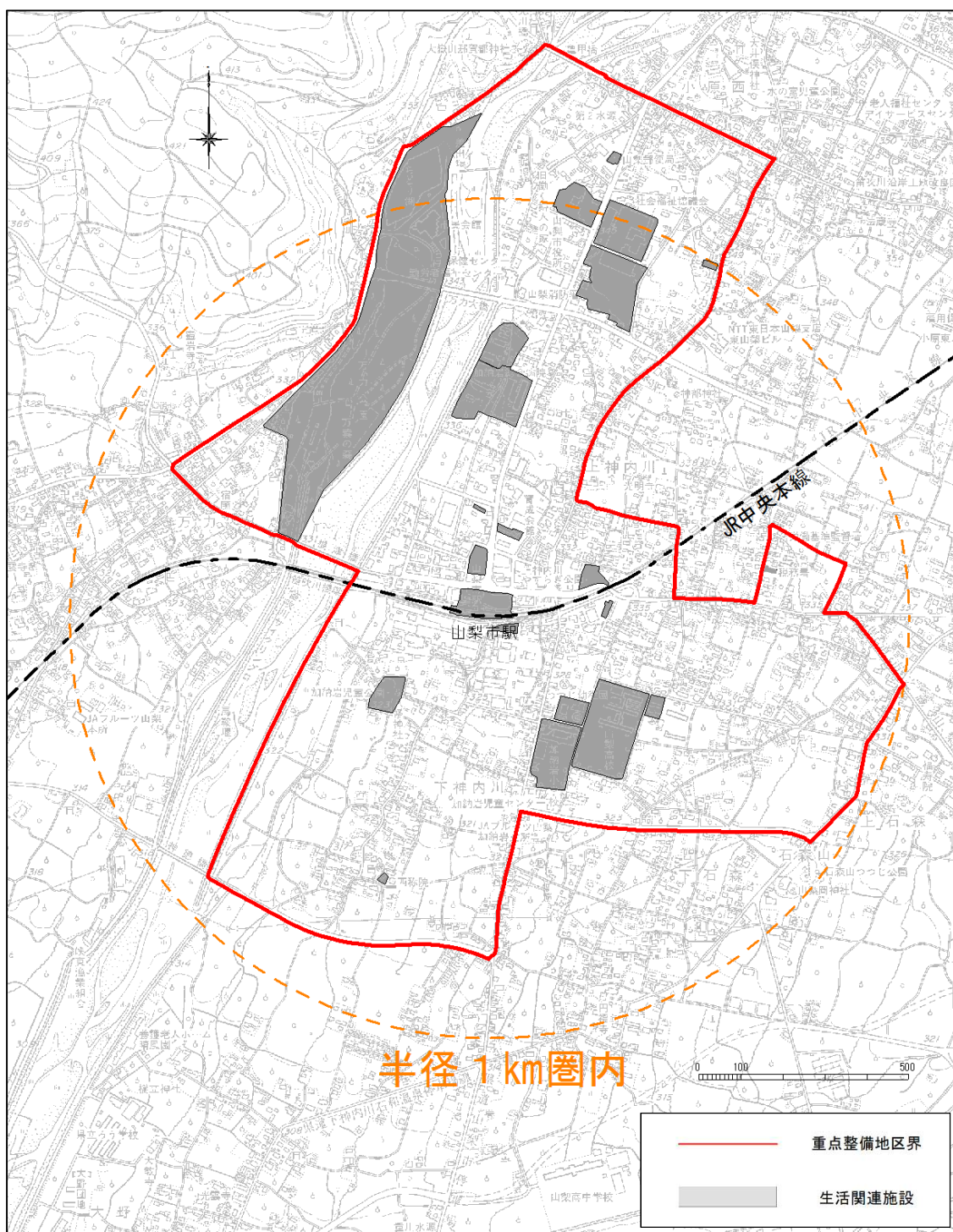


図 6.1 重点整備地区（山梨市駅周辺地区）

6.6 生活関連施設の設定

6.6.1 生活関連施設とは

「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」（平成 20 年 10 月 国土交通省）では、生活関連施設を下記のように定義しています。

- ・相当数の高齢者、障害者等が常時利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など多様な施設を位置付けることができる

<選定時に勘案すべき事項>

- ・常に多数の人が利用する施設を選定する

※旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、大規模商業施設や公園等は、様々な人が利用する用途の施設であり、生活関連施設としての優先度は高いと考えられます。これらの施設について、施設利用者数等を勘案して、生活関連施設として選定します。

※国・都道府県・市町村が管理する施設は、率先的に生活関連施設に位置づけることにより、民間事業者や住民の意識啓発を行うなど、地域の移動等円滑化を牽引することが重要です。

- ・高齢者、障害者等が常時利用する施設を選定する

※老人ホーム・障害者福祉ホーム等、高齢者・障害者が多く居住する施設、福祉サービス施設・老人福祉センター・障害者福祉センターなど高齢者・障害者等が常時利用する施設は、生活関連施設としての優先度が高いと考えられます。

<選定時に留意すべき事項>

- ・事業の実施可否により、生活関連施設の選定を判断しない

※生活関連施設に対し、特定事業の実施は義務づけられていません。よって、生活関連施設は「相当数の高齢者、障害者等が利用する施設」であり、必ずしも特定事業等の対象とすべき施設と一致するわけではありません。

※特定事業等の実施見込みがない場合でも、生活関連施設として位置づけ、長期的な展望に立ち段階的な整備を検討します。

- ・既に移動等円滑化されている施設でも、生活関連施設として位置づける

※基本構想に基づく移動等円滑化は、建物や道路といった単体の施設が一体的に整備されることに意義があります。

※現状で移動等円滑化が図られていると判断される施設についても、そこに至る経路の移動等円滑化が必要である場合には、生活関連施設として位置づけることが望まれます。

6.6.2 山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）の生活関連施設の設定

山梨市駅周辺地区の生活関連施設を以下の通り位置付けます。

表 6.1 生活関連施設一覧表

No.	施設名	分類	選定根拠	
①	山梨市駅	旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者をはじめ様々な人が多数利用する施設 ・市の交通拠点 	
②	山梨市役所	官公庁施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者をはじめ様々な人が多数利用する施設 	
③	市民会館			
④	地域交流センター (街の駅やまなし)			
⑤	加納岩公民館			
⑥	山梨郵便局			
⑦	山梨税務署			
⑧	山梨市駅前交番			
⑨	市営駐車場			
⑩	加納岩総合病院			保健・医療 ・福祉施設
⑪	日下部記念病院			
⑫	中村産婦人科			
⑬	デイサービスセンター きぼう			
⑭	山梨ケアセンター そよ風	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の福祉施設 ・高齢者が多数利用する施設 		
⑮	老人ホーム ラ・ナシカやまなし			
⑯	加納岩保育園			
⑰	つつじ幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの児童が通園する施設 		
⑱	加納岩小学校	教育・文化 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの生徒が通学する施設 ・移動手段が徒歩の施設 	
⑲	山梨高校			
⑳	イツモア (開店予定)	商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者をはじめ様々な人が多数利用する施設 ・障害者で多かった外出目的の一つ（日用品の買い物等） ・床面積 2,000m²以上 	
㉑	万力公園	公園 運動場	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、高齢者、障害者をはじめ様々な人が多数利用する施設 	
㉒	加納岩児童公園			
㉓	上神内川やすらぎ公園			
㉔	小原スポーツ広場			

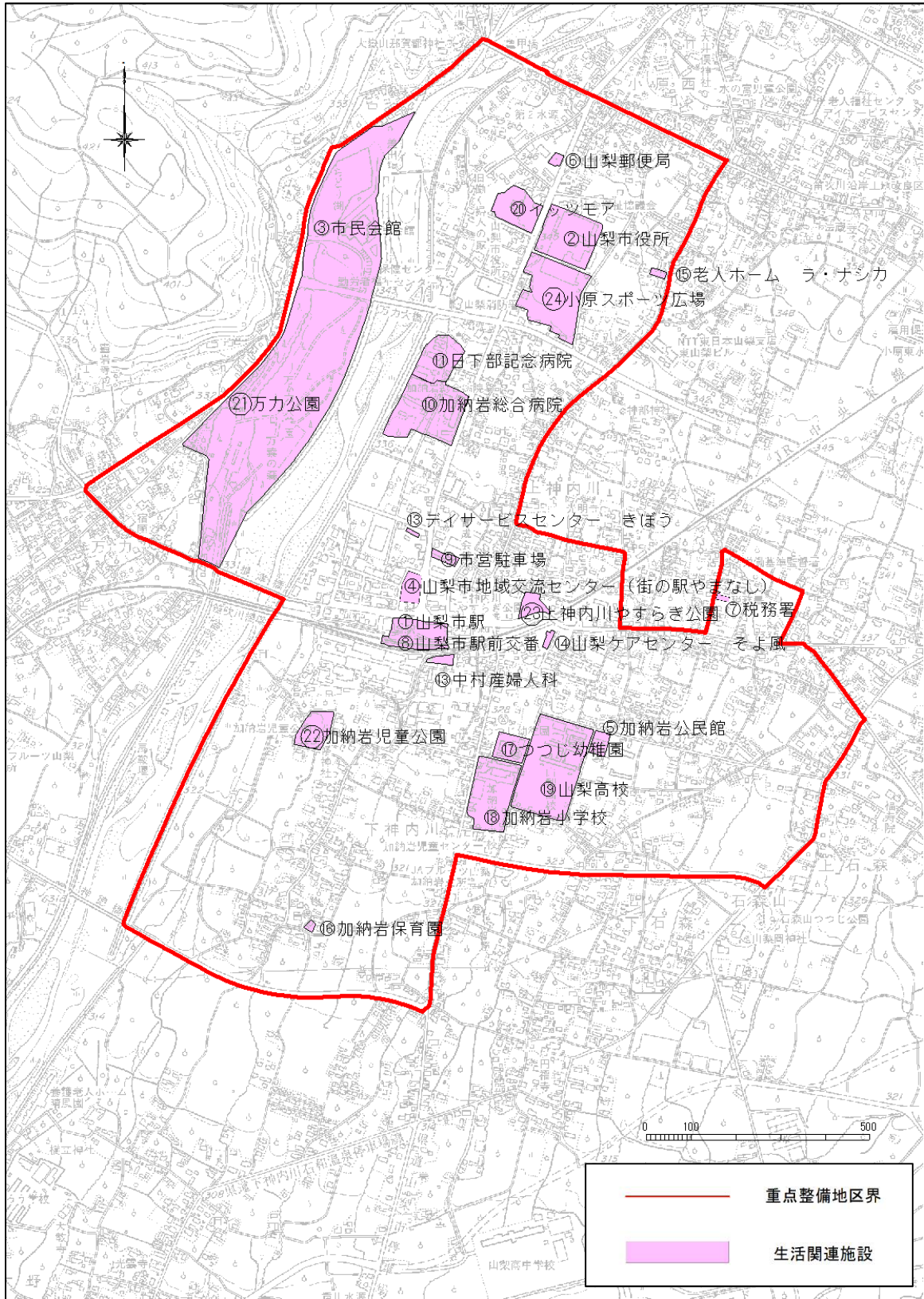


図 6.2 生活関連施設

6.7 生活関連経路の設定

6.7.1 生活関連経路とは

「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」（平成 20 年 10 月 国土交通省）では、生活関連経路を下記のように定義しています。

- ・ **旅客施設を含む生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路**

<選定時に勘案すべき事項>

- ・ **より多くの人を利用する経路を選定する**

※生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人などの利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定する必要があります。

- ・ **生活関連施設相互のネットワークを確保する**

※旅客施設とその他の生活関連施設との経路はもとより、旅客施設以外の生活関連施設相互の連絡にも配慮し、結果として重点整備地区内のネットワークが構成されるよう配慮することが重要です。

※また、一つの生活関連施設に対し複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮することが望ましいと考えられます。

<選定時に留意すべき事項>

- ・ **事業の実施可否により、生活関連経路の選定を判断しない**

※生活関連施設と同様に、生活関連経路は事業実施の可否により設定するものではありません。

※当面において「道路特定事業」の実施見込みがない場合であっても、長期的な展望に立ち、必要な経路を位置付けます。

- ・ **既に移動等円滑化されている経路でも、生活関連経路として位置づける**

※たとえ移動等円滑化が図られている経路であっても、生活関連施設との一体的な移動等円滑化を図る観点から必要と考えられる場合には、生活関連経路として位置づけることが望まれます。

※現状の経路が移動等円滑化基準に適合しているか否かにかかわらず、生活関連経路を設定することが必要です。

6.7.2 山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）の生活関連経路の設定

山梨市駅周辺地区の生活関連経路を以下の通り位置付けます。

経路は整備状況及び将来的な整備予定を勘案し、以下の2段階に分けて位置付けます。

表 6.2 生活関連経路の分類要件

分類	要件
生活関連経路	以下のいずれか、又は複数の要件に該当する経路 <ul style="list-style-type: none"> 重点整備地区の骨格を形成する主要な経路 重点的にバリアフリー化を図るべき経路 移動等円滑化基準に適合した整備を行う経路 「道路特定事業」、「交通安全特定事業」を実施予定の経路
準生活関連経路	以下のいずれか、又は複数の要件に該当する経路 <ul style="list-style-type: none"> 重点整備地区内の生活関連経路以外の経路で、生活関連経路と接続又は生活関連施設間を連結する経路 特定事業等は位置付けないが、状況に応じて順次実施可能な範囲でバリアフリー化を目指す経路

表 6.3 生活関連経路一覧表

分類	道路名	管理者	接している生活関連施設、経路
生活関連経路①	都市計画道路 山梨市駅東山梨線	山梨市	・山梨市駅（北口）、山梨市駅前交番、街の駅やまなし、市営駐車場、加納岩総合病院、日下部記念病院、小原スポーツ広場、山梨市役所、イツモア（予定地）、山梨郵便局、デイサービスセンターきぼう
生活関連経路②	都市計画道路 根津橋通り線	山梨県	・万力公園、山梨市駅（北口）、山梨市駅前交番、上神内川やすらぎ公園、山梨税務署
生活関連経路③	都市計画道路 山梨市駅南北自由通路	山梨市	・山梨市駅（北口・南口）、山梨市駅前交番
生活関連経路④	都市計画道路 山梨市駅南線	山梨県	・つつじ幼稚園、加納岩小学校、山梨高校
生活関連経路⑤	都市計画道路 加納岩小学校西通り線	山梨市	・山梨市駅（南口）、加納岩児童公園、加納岩保育園、山梨ケアセンターそよ風
準生活関連経路①	都市計画道路 市役所前通り線	山梨市	・万力公園、市民会館 ・生活関連経路①、市役所、小原スポーツ広場、加納岩総合病院等に接続
準生活関連経路②	県道 万力小屋敷線	山梨市	・老人ホーム ラ・ナシカやまなし ・山梨市駅、生活関連経路②に接続

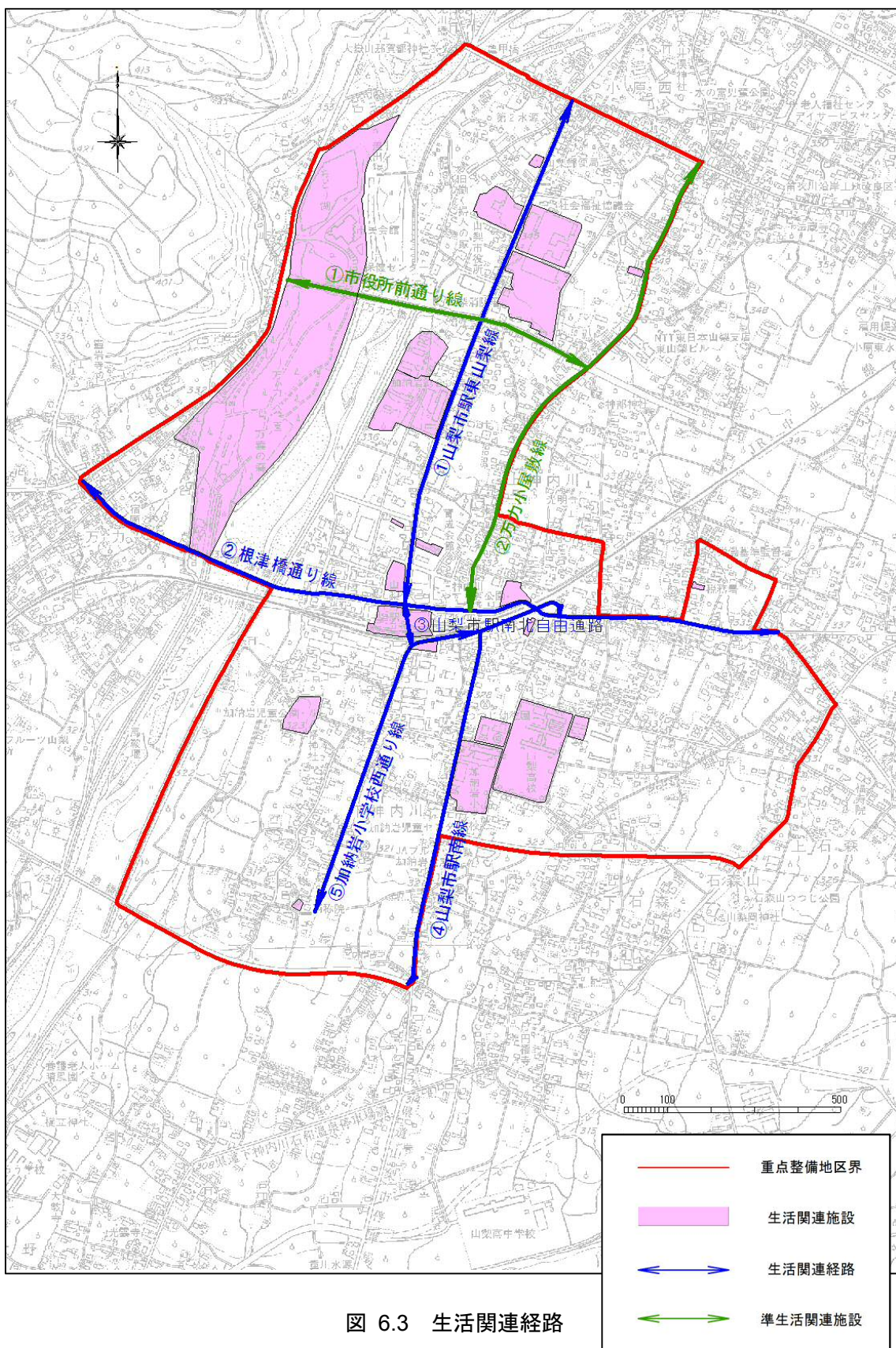


図 6.3 生活関連経路

6.8 山梨市駅周辺地区バリアフリー化のための事業

基本構想では、山梨市駅周辺地区のバリアフリー化の推進のために、バリアフリー新法に定められた「特定事業」及び「その他の事業」を設定します。

<特定事業>

- ・「特定事業」とは、基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するための事業で、本構想における要といえるものです。
- ・基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。
- ・特定事業の内容は、次のページの6つに分類されます。

<その他の事業>

- ・「その他の事業」とは、生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の事業で、「特定事業」に該当しない全ての事業のことです。
- ・国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等（河川施設、港湾施設、下水道施設等が生活関連経路を構成する場合は、これらの施設を含む）の整備を「その他の事業」の例として挙げています。

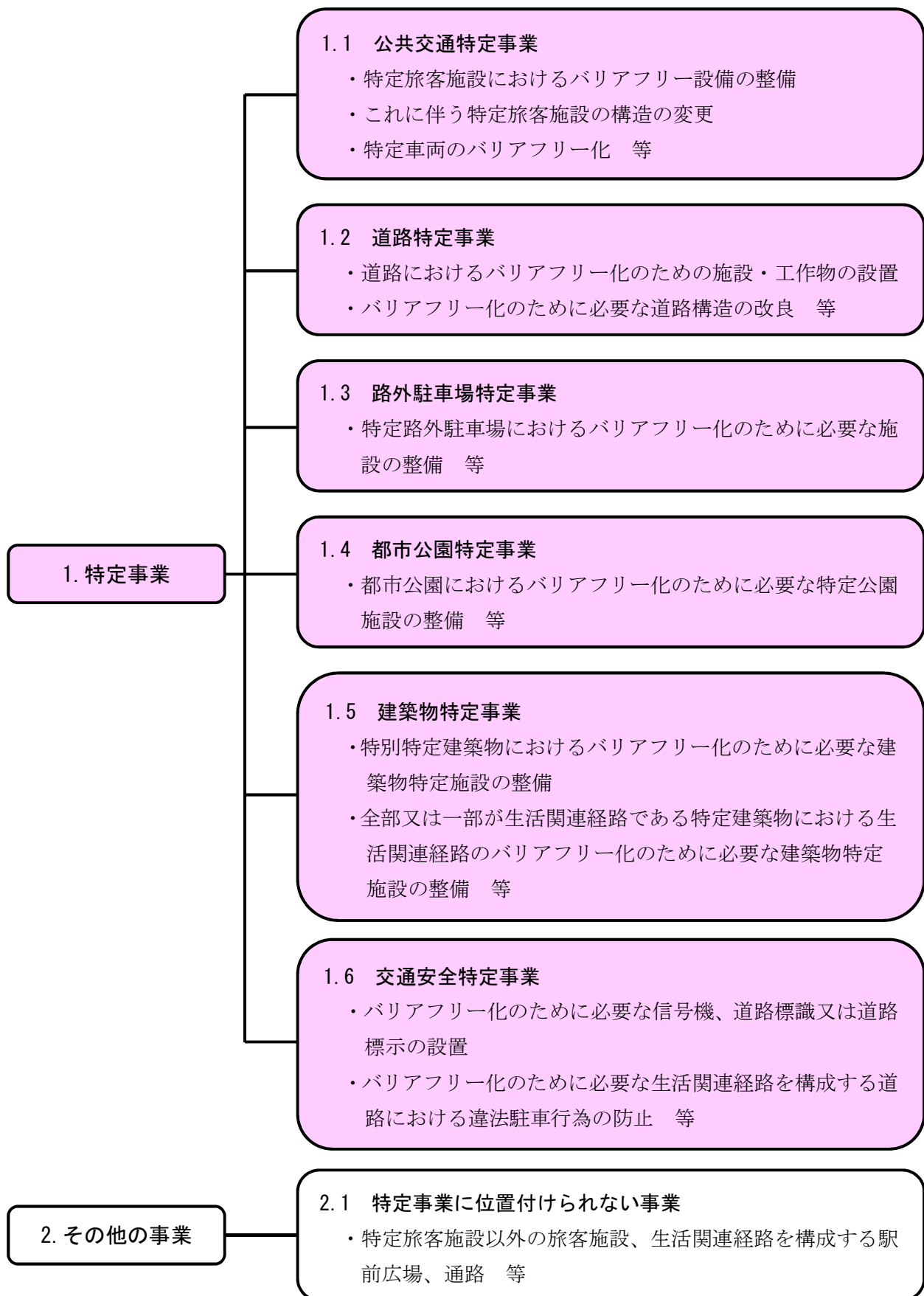


図 6.4 バリアフリー化の推進のための事業の分類

6.8.1 特定事業

山梨市駅周辺地区のバリアフリー化の推進のための「特定事業」を示します。

本市では、3分類5箇所の特定事業を位置付けます。

各特定事業の場所と概要は、次ページ以降に示す通りです。

表 6.4 特定事業の概要

分類	該当事業
(1) 公共交通特定事業	①山梨市駅の駅舎の橋上化
(2) 道路特定事業	①加納岩小学校西通り線の整備（南口駅前広場含む） ②山梨市駅南北自由通路の整備 ③山梨市駅南線の整備
(3) 都市公園特定事業	①万力公園、加納岩児童公園整備

※「路外駐車場特定事業」、「建築物特定事業」、「交通安全特定事業」、に該当する事業はございません。尚、今後長期的な展望に立ち、個別施設に対して施設管理者と協力し、段階的な整備を検討致します。

※また、本構想の見直し時に、必要に応じて特定事業の見直しを行います。

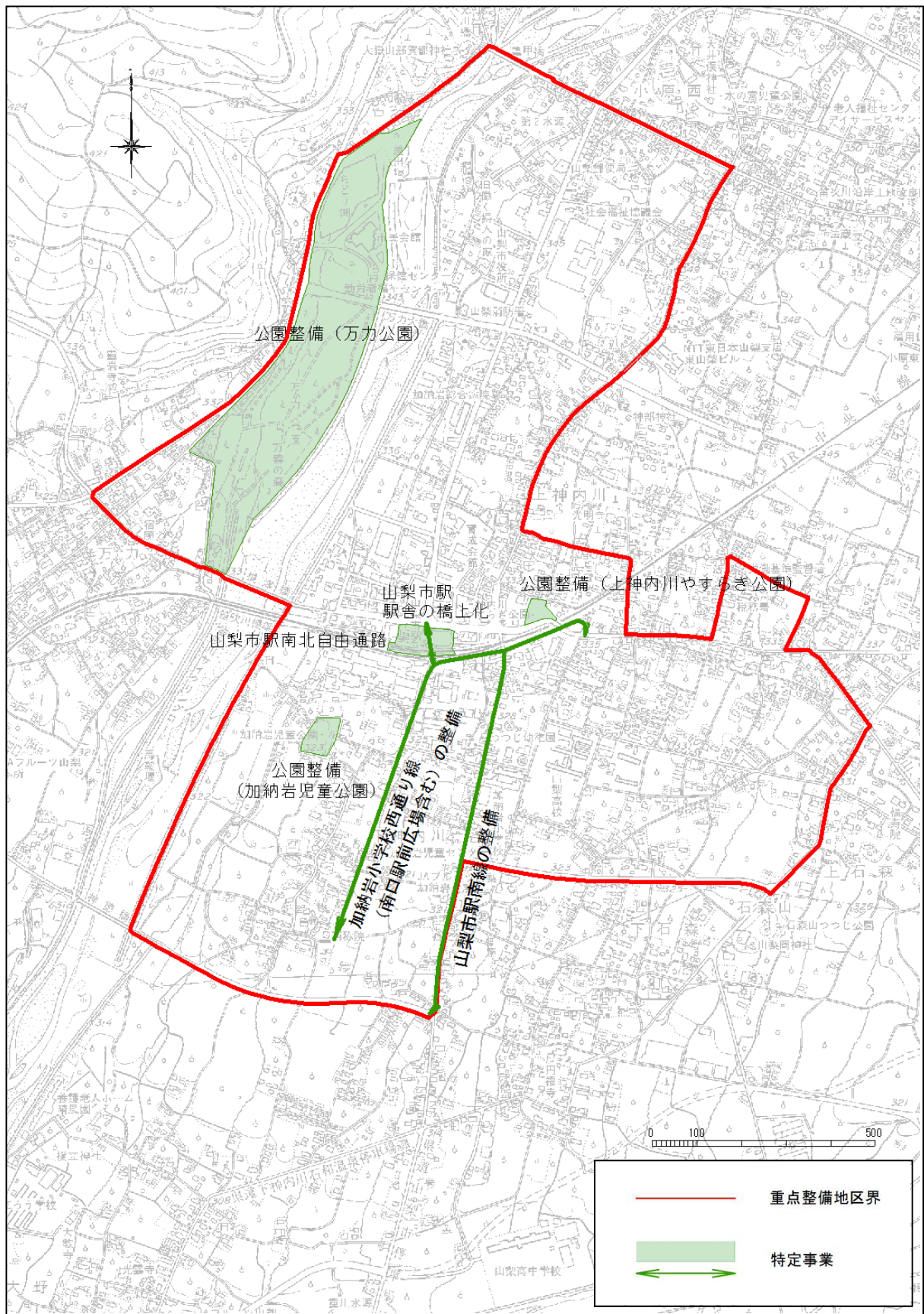


図 6.5 特定事業位置図

(1) 公共交通特定事業

① 山梨市駅の駅舎の橋上化

【実施箇所】：山梨市駅

【事業実施者】：JR 東日本

【事業概要】：山梨市駅の駅舎の橋上化を行います。

【整備内容】：バリアフリーに関する整備内容は表 6.5 に示す通りです。

表 6.5 山梨市駅の駅舎の橋上化のバリアフリーに関する整備内容

実施内容	概ねの事業実施時期	
	～H30 年度	H31 年度以降
・プラットホームへのエレベーターの設置	○	
・多目的（多機能）トイレの設置	○	
・視覚障害者誘導ブロック等の設置	○	
・わかりやすい掲示板や運賃表の設置（点字表示等）	○	
・音声案内設備の充実	○	
・わかりやすい統一した案内サインの整備	○	
・心のバリアフリーに対応した従業員教育の実施	○	○

(2) 道路特定事業

① 加納岩小学校西通り線の整備（南口駅前広場合む）

【実施箇所】：都市計画道路 加納岩小学校西通り線
延長 228m、幅員 13m（車線数：2）

【事業実施者】：山梨市

【事業概要】：山梨市駅南線～山梨市駅南口～加納岩小学校前通り線区間のアクセス道路及び南口駅前広場の整備を行います。

【整備内容】：バリアフリーに関する整備内容は表 6.6 に示す通りです。

表 6.6 加納岩小学校西通り線の整備（南口駅前広場合む）のバリアフリーに関する整備内容

実施内容	概ねの事業実施時期	
	～H30 年度	H31 年度以降
・安全な歩行空間の確保	○	
・歩道の排水性と滑りにくい舗装等の採用	○	
・視覚障害者誘導ブロック等の設置	○	
・障害者等用駐車場の設置（南口駅前広場）	○	
・わかりやすい統一した案内サインの整備	○	
・視覚障害者誘導ブロック上の安全の確保等		○
・放置自転車等の対策、指導		○

② 山梨市駅南北自由通路の整備

【実施箇所】：都市計画道路 山梨市駅南北自由通路 延長 130m、幅員 5m

【事業実施者】：山梨市

【事業概要】：山梨市駅駅舎の橋上化に伴い、南北自由通路の整備を行います。

【整備内容】：バリアフリーに関する整備内容は表 6.7 に示す通りです。

表 6.7 山梨市駅南北自由通路の整備のバリアフリーに関する整備内容

実施内容	概ねの事業実施時期	
	～H30 年度	H31 年度以降
・エレベーターの設置（自由通路分）	○	
・エスカレーター設置	○	
・視覚障害者誘導ブロック等の設置	○	
・防犯カメラの設置	○	
・わかりやすい統一した案内サインの整備	○	
・視覚障害者誘導ブロック上の安全の確保等		○
・地域住民や学生の意識向上（啓発活動 等）	○	○

③ 山梨市駅南線の整備

【実施箇所】：都市計画道路 山梨市駅南線 延長 720m、幅員 17m（車線数：2）

【事業実施者】：山梨県

【事業概要】：山梨市駅南線の拡幅等、道路整備を行います。

【整備内容】：バリアフリーに関する整備内容は表 6.8 に示す通りです。

表 6.8 山梨市駅南線のバリアフリーに関する整備内容

実施内容	概ねの事業実施時期	
	～H30 年度	H31 年度以降
<ul style="list-style-type: none">・安全な歩行空間の確保・歩道の排水性と滑りにくい舗装等の採用・視覚障害者誘導ブロック等の設置・視覚障害者誘導ブロック上の安全の確保等	○ ○ ○	○

(3) 都市公園特定事業

① 公園整備

【実施箇所】：万力公園、加納岩児童公園、上神内川やすらぎ公園

【事業実施者】：山梨市

【事業概要】：生活関連施設の3公園に対し策定された「山梨市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、各公園施設の整備を行います。

【整備内容】：バリアフリーに関する整備内容は表 6.9 に示す通りです。

表 6.9 公園整備のバリアフリーに関する整備内容

実施内容	概ねの事業実施時期	
	～H32年度	H33年度以降
・段差の解消（スロープの設置 等）	○	
・わかりやすい統一した案内サインの整備	○	
・多目的（多機能）トイレの設置	○	
・公園利用者の意識向上	○	○
・職員の教育訓練、対応の充実	○	○

6.8.2 その他の事業

山梨市駅周辺地区のバリアフリー化の推進のための「その他の事業」を示します。

本市では、市民会館整備（図書館含む）を「その他の事業」に位置付けます。

事業の概要は、以下に示す通りです。

今後長期的な展望に立ち、個別施設に対して施設管理者と協力し、段階的な整備を検討致します。また、本構想の見直し時に、必要に応じてその他の事業の見直しを行います。

(1) 市民会館整備

【実施箇所】：市民会館（図書館含む）

【事業実施者】：山梨市

【事業概要】：耐震補強のための市民会館改築に伴い、市民会館施設の整備を行います。

【整備内容】：バリアフリーに関する整備内容は表 6.10 に示す通りです。

表 6.10 市民会館整備のバリアフリーに関する整備内容

実施内容	概ねの事業実施時期
※平成 27 度以降に検討	※未定

7. 基本構想策定後の取組み

7.1 特定事業計画の作成

基本構想策定後は、本基本構想に基づき、各事業者は速やかに特定事業計画を作成し、バリアフリーのまちづくりを推進します。

7.2 バリアフリー化事業の実施

特定事業計画を作成した後、それらの事業を順次実施し、バリアフリーのまちづくりを推進します。

7.3 心のバリアフリーの推進

高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活を送ることが出来るようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要です。

山梨市地域福祉計画では、心のバリアフリーを推進するため、以下の方針や考え方を計画・実施します。

表 7.1 心のバリアフリー推進のための方針

分類	方針
意識啓発	<ul style="list-style-type: none">・ノーマライゼーションという言葉の意識啓発をすべき。・学校教育での「心のバリアフリー教育」のさらなる推進。・「思いやり」や「優しさ」、「マナーを守る」ことが重要。
人づきあい、 近所づきあいの交流	<ul style="list-style-type: none">・仕事が忙しい、暇がないという理由により、近所づきあいがいない人が多くなっており、地域の交流が気軽にできる場が必要。
参画の場、仕組み	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉計画は市民参加の計画推進が必要で、これからはまちづくりへの市民参画が重要。
人、団体の関わり 見守り	<ul style="list-style-type: none">・孤独死や虐待などの防止のため、隣近所が声をかけたり、見守っていく社会が必要。
相談体制	<ul style="list-style-type: none">・民生委員・児童委員をはじめ、身近に相談できる環境づくりが必要。

7.4 進行管理

基本構想策定後から、特定事業計画の作成、特定事業等の実施・完了、供用開始後の事後評価までの期間にわたり、進行管理を行います。

今後、市及び各施設管理者等がバリアフリー基本構想に基づいた事業・取組を推進していく際、市民の意見等を参考に、整備の内容等についての見直しや改善、新たな課題の抽出を実施していくことが必要になります。

また、効果的なバリアフリー化を効率的、段階的に進めていくためには、関係者の連携が重要となることから、市民、各施設管理者、行政が連携し、それぞれの役割に立ってバリアフリー化を進めていきます。

「山梨市バリアフリー基本構想策定協議会」は今後、バリアフリー化に対する市民からのご意見・ご要望の聴取の場として活動を継続していく予定です。

ここでは、基本構想に定める整備目標、整備内容、整備進捗等の確認や、現地踏査による再確認等、バリアフリー化に向けての様々な情報交換、意見聴取、連絡調整を行います。

また、こうした内容について、広く市民への情報提供にも努めます。

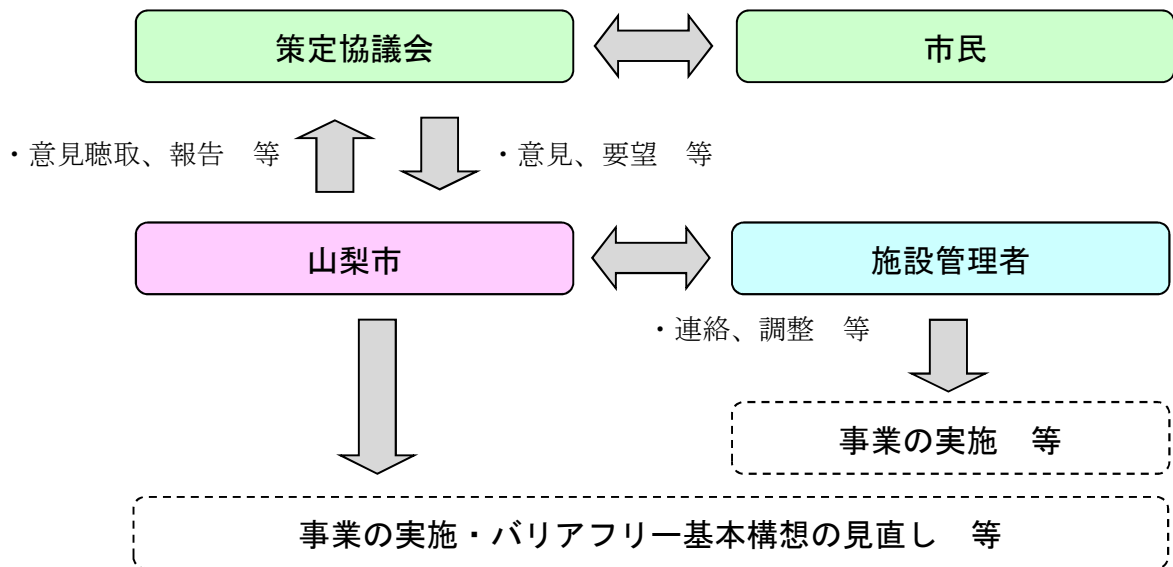
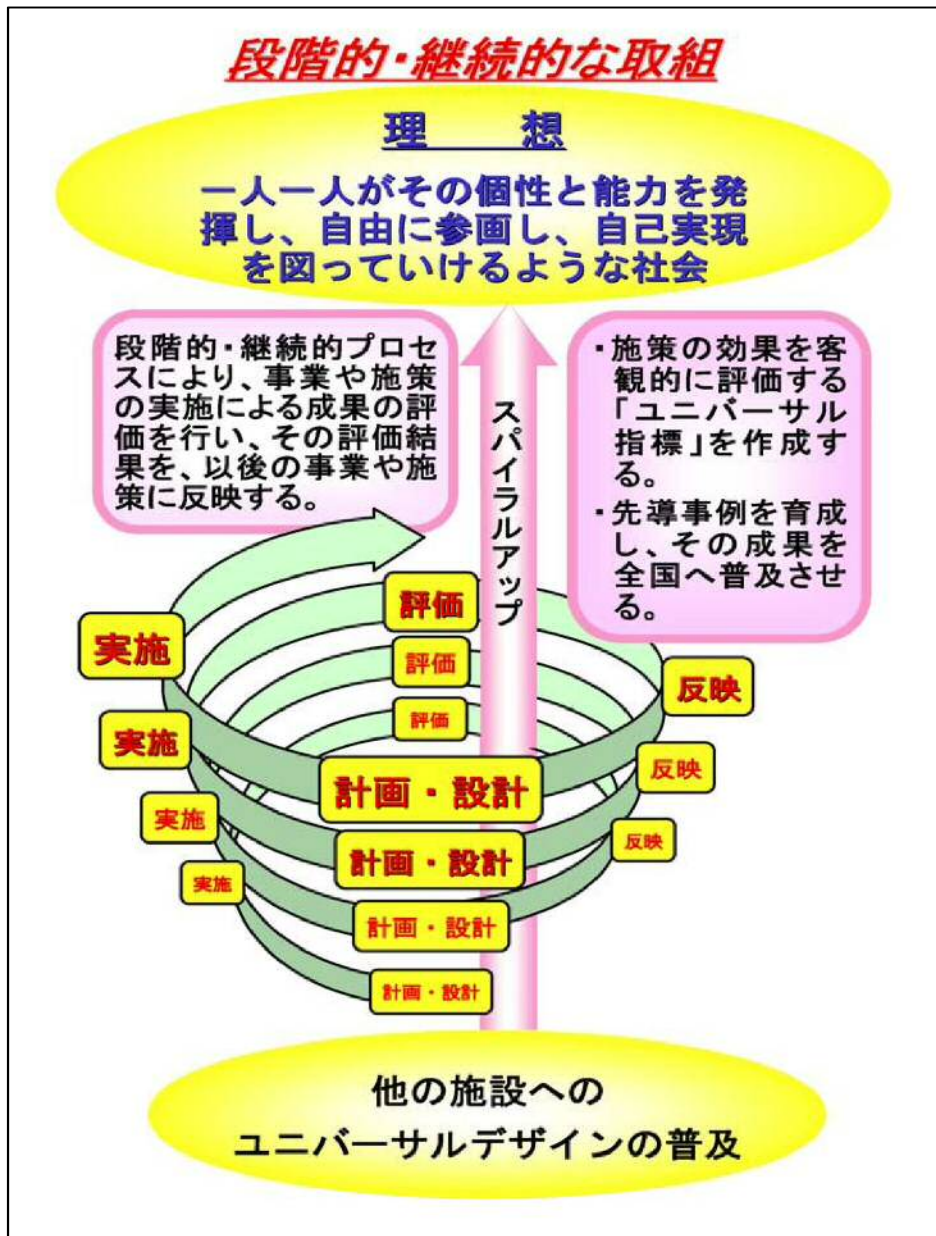


図 7.1 進行管理体制イメージ

7.5 段階的・継続的な取組み

段階的・継続的な取組みとは、具体的には、基本構想作成（Plan）後の事業の実施（Do）を受けて、その効果进行评估（Check）し、必要に応じて見直す（Action）といった PDCA サイクルにより、事業スケジュールの適切な管理と事業の質の確保を図るという考え方です。

施設の移動等円滑化は、一度事業が完了したら終了するのではなく、住民等さまざまな関係者の参加により評価を行い、さらに改善していく段階的・継続的な取組み（スパイラルアップ）が必要であり、PDCA サイクルは、これを実践するものです。



出典：バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック

図 7.2 バリアフリー化のためのスパイラルアップのイメージ

8. 参考資料

8.1 バリアフリー基本構想策定協議会

8.1.1 協議会委員名簿

名称	・山梨市バリアフリー基本構想策定協議会		
設置根拠法令等	・高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律 ・山梨市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱		
設置年月日	平成26年9月30日		
委員数	20人		
区分	役職	氏名	備考
学識経験者	会長	北村 眞一	山梨大学教授
自治会等市民代表	副会長	大村 彰	山梨市区長会
高齢者	委員	中山 芳次	山梨市老人クラブ連合会
身体(視覚)	委員	埜村 和美	山梨市視覚障害者協会
身体(聴覚)	委員	高石 良郎	山梨市聴覚障害者協会
地域福祉	委員	雨宮 定夫	山梨市障害者福祉会
児童福祉	委員	佐野 克巳	山梨市障害児者地域支援連絡会
公共交通(タクシー)	委員	廣瀬 宏	山梨県タクシー協会 甲州タクシー会長
施設代表	委員	石川 雄一	加納岩総合病院(医療福祉相談課)
施設代表	委員	水上 みや子	山梨厚生病院 医療福祉相談室長
学校	委員	古屋 徳康	山梨県立ろう学校
公共施設管理者	委員	荻野 傳	山梨市駅駅長
駅周辺街づくり	委員	坂本 勝明	山梨市駅南市街地まちづくり協議会
駅周辺街づくり	委員	平山 義重	山梨市駅前土地区画整理事業対策委員会
公安委員会	委員	海野 錦	日下部警察署長
県道管理者	委員	小池 厚	峡東建設事務所長
市道管理者	オブザーバー	清水 一彦	山梨市建設課長
関係行政機関	オブザーバー	里吉 幹夫	山梨市福祉事務所長
関係行政機関	オブザーバー	雨宮 利幸	山梨市介護保険課長
関係行政機関	オブザーバー	帯津 毅仁	山梨市市民生活課長

8.1.2 設置要綱

山梨市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項の規定に基づき、山梨市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、山梨市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討し、及び協議する。

- (1) 基本構想の策定に関する事項
- (2) その他基本構想について必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者等の代表
- (3) 公共交通事業者の代表
- (4) 公安委員会の代表
- (5) 市民の代表者
- (6) 交通安全推進団体の代表
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想の策定が完了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、関係行政機関の職員とする。

3 オブザーバーは、会議に出席し、協議会の所掌事務に関する助言又は協力を行うものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すると

ころによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及びオブザーバー以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

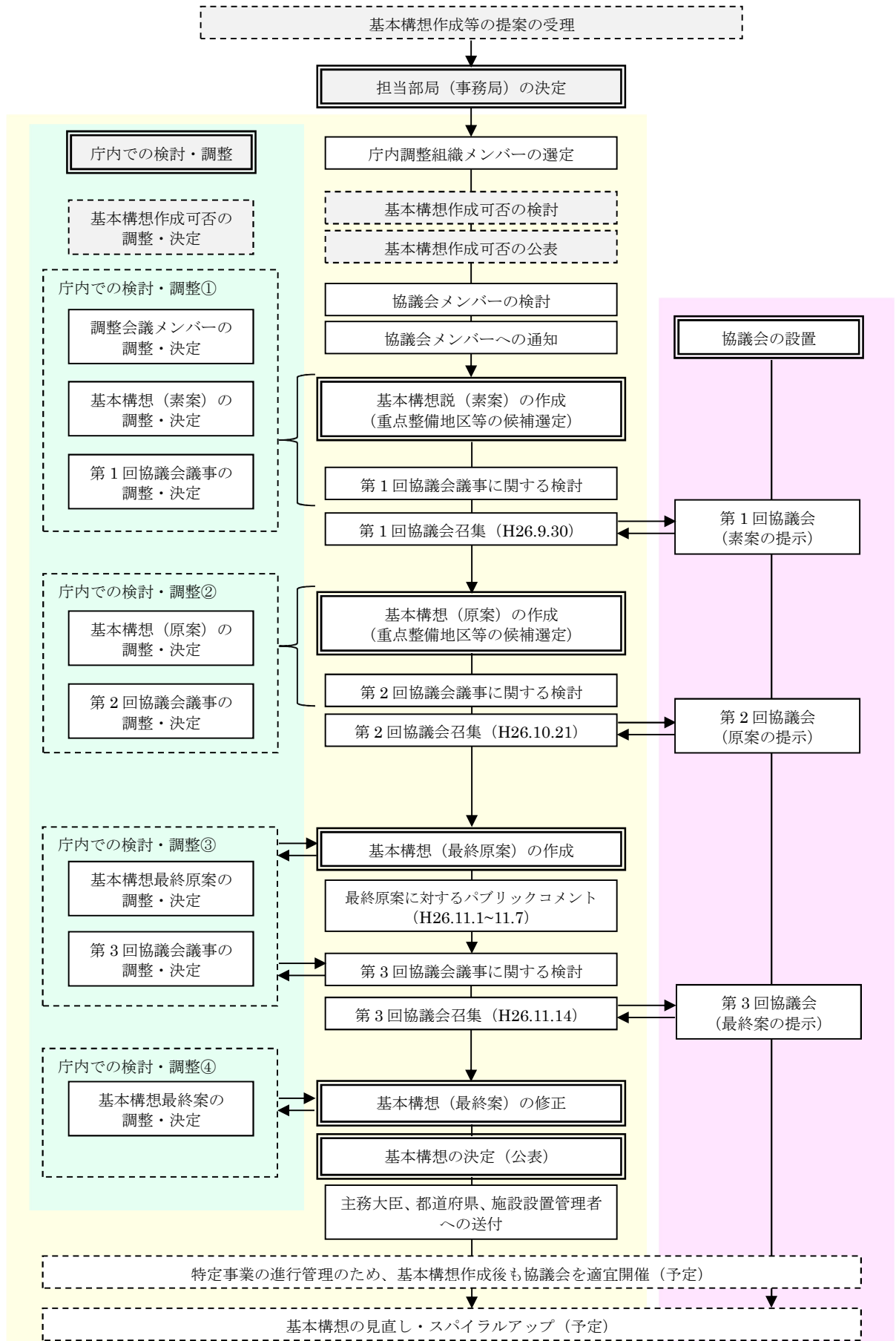
(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年 9月 10日から施行する。

8.1.3 策定の経過



8.2 用語解説（五十音順）

(1) 建築物特定施設

- ・ 出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内の通路、駐車場等のことです。

(2) 交通結節点

- ・ 複数あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所のことです。
- ・ 人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所、複数の交通モード間の不連続点のことです。
- ・ 交通結節点は、「交通機関の乗り換え・乗り継ぎ」としての機能をもつほか、地域の中心拠点エリアを形成する「拠点形成」や「ランドマーク」などの機能も有しています。

(3) コンパクトシティ

- ・ 市町村の中心部に居住地や都市機能を集積することによって、市街地の活性化や行政コストの削減を図り、住民の利便性を向上させようとする考え方のことです。

(4) ソフト整備（ソフト施策）

- ・ 施設や道路などのハードウェア以外のものに対する整備のことです。
- ・ 本構想では、支えあう心やマナーの向上のための啓発活動等によってバリアフリー化を行うことです。

(5) 特定建築物

- ・ 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、老人福祉センター、体育館、博物館、公衆浴場、飲食店、郵便局、自動車教習所、工場、公衆便所、公共用歩廊等のことです。

(6) 特定公園施設

- ・ 都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する園路又は広場等のことです。

(7) 特定旅客施設

- ・ 旅客施設（鉄道施設、バスターミナル、航空旅客ターミナル施設など）のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令に定める要件に該当するものをいいます。
- ・ 相当数：1日当たりの平均的な利用者数が概ね3,000人以上

(8) 特定路外駐車場

・特定路外駐車場とは次の①～③すべてに該当する駐車場をいいます。

①道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。

②自動車の駐車のために供する部分の面積（駐車マス）が 500 m²以上のもの。

③利用について駐車料金を徴収するもの。

※ただし、道路付属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場は除きます。

(9) 特別特定建築物

・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもののことです。

(10) ノーマライゼーション

・直訳では、「普通のものにすること」という意味で、障害者や高齢者など社会的不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方のことです。

(11) ハード整備（ハード施策）

・施設や道路などのハードウェアに対する整備のことです。

・本構想では、施設や道路などのハードウェアに対する整備によってバリアフリー化を行うことです。

(12) バリアフリー

・障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方のことです。

・道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったり、電卓や電話のボタンなどに触ればわかる印をつけたりするのがその例です。

(13) ユニバーサルデザイン

- ・高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすることです。
- ・アメリカのロナルド＝メイスが提唱しました。
- ・その7原則は、以下の通りです。
 - ①だれにでも公平に利用できること。
 - ②使う上で自由度が高いこと。
 - ③使い方が簡単ですぐわかること。
 - ④必要な情報がすぐに理解できること。
 - ⑤うっかりミスが危険につながらないデザインであること。
 - ⑥無理な姿勢を取ることなく、少ない力でも楽に使用できること。
 - ⑦近づいたり利用したりするための空間と大きさを確保すること。

山梨市バリアフリー基本構想（山梨市駅周辺地区）

平成 26 年 11 月策定

山梨市都市計画課

〒405-8501 山梨県山梨市小原西 843 番地

TEL：0553-22-1111 FAX：0553-23-2800

E-mail：toshikeikaku@city.yamanashi.lg.jp

H P：http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/
